

「裁判員制度に関する検討会」
取りまとめ報告書
(案)

平成25年〇月

裁判員制度に関する検討会

「裁判員制度に関する検討会」取りまとめ報告書（案）

第 1	はじめに	2
第 2	「裁判員制度に関する検討会」設置の趣旨及び検討事項等	2
1	「裁判員制度に関する検討会」設置の趣旨	2
2	検討事項等	3
第 3	裁判員制度の実施状況の把握及び論点整理（検討状況その 1）	3
1	裁判員制度の実施状況の把握等	3
2	論点整理	4
第 4	各論点についての検討（検討状況その 2）	4
1	対象事件の範囲等について	4
2	裁判員等選任手続について	13
3	公判・公判前整理手続について	15
4	評議、評決について	16
5	被害者等に対する配慮のための措置について	20
6	上訴について	22
7	裁判員裁判等の義務・負担に関わる措置等について	22
8	その他について	26
9	法制上の措置の要否に関する検討のまとめ	27
第 5	終わりに	29

（添付資料）

- 資料 1 裁判員制度に関する検討会 委員名簿
- 資料 2 裁判員制度に関する検討会の開催状況
- 資料 3 法曹三者の委員による裁判員裁判のための取組等に関する説明について
- 資料 4 裁判員裁判の法廷傍聴について
- 資料 5 裁判員裁判の運用状況等に関する報告及びヒアリングについて
- 資料 6 論点整理のための検討について
- 資料 7 論点整理（案）

第1 はじめに

平成21年5月21日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年5月28日法律第63号。以下「裁判員法」という。）が施行されて以来、約4年が経過した。この間、起訴された裁判員裁判対象事件は〇〇件、裁判員裁判により判決が言い渡された事件は〇〇件に上るなど（平成25年〇月末現在【P】。いずれも人員ベース）、裁判員制度は本格的に実施されるに至っている。

「裁判員制度に関する検討会」は、裁判員法附則第9条に基づき政府が制度施行から3年経過後に行うこととされている、制度の実施状況についての検討に当たり、幅広く国民の意見を反映する観点から、平成21年9月に法務省に設けられたもので、これまで3年半余にわたり、裁判員裁判の実施状況の把握に努めるとともに、法制、運用の両面にわたり幅広く意見交換等を行ってきた。

その結果、当検討会としては、検討すべき論点について議論を了したと考えるに至ったことから、これまでの検討状況を取りまとめることとし、併せて、裁判員裁判に関わる法曹関係者のみならず、広く国民との間においても、当検討会における議論等が共有されることは、裁判員制度が将来にわたり確固として定着していくことにも資すると思われることから、これを公表をすることとした次第である。

第2 「裁判員制度に関する検討会」設置の趣旨及び検討事項等

1 「裁判員制度に関する検討会」設置の趣旨

裁判員法附則第9条は、「政府は、この法律（※裁判員法の意）の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。」と定めている。

法務省は、この検討に当たり、幅広く国民の意見を反映する必要があると考え、平成21年9月、裁判員制度の運用に携わる法曹三者の実務家や刑事法の研究者といった専門家のほか、各界の有識者を含む11名の委員（現時点における委員は**資料1**）からなる「裁判員制度に関する検討会」を設けた。「裁判員制度に関する検討会」は、事務当局と密接に意見交換を重ねながら、その検討作業に必要な協力をするものとされた。

2 検討事項等

第1回会合において、本検討会の検討対象となる事項は、裁判員法附則第9条の趣旨に鑑み、裁判員法の施行状況とそれを踏まえた措置の要否であり、その措置には、制度の改善のほか、運用上の問題点の改善等も含まれることなどが確認された。

また、当検討会においては、検討を充実させるための資料を十分収集すべきことが確認され、これを受け、第2回会合以降、事務当局より、事務当局作成の資料、最高裁判所の作成・公表に係る資料等が配布されるとともに、随時必要に応じて、これらを基に、裁判員裁判対象事件の罪名別起訴件数、裁判員等選任手続（以下「選任手続」という。）の運用状況、公判審理及び終局結果の状況や、裁判員経験者のアンケート結果など、裁判員裁判の実施状況に関する統計データ等の説明・報告が行われることとなった。

なお、議事の公開については、協議の結果、原則として、毎回議事録を公表するとともに、報道機関に会場における議事の傍聴を認めることとされた。

以上を踏まえ、当検討会は、附則第9条が定める裁判員制度の実施状況についての検討の作業に協力するという見地から、裁判員制度の実施状況を把握しつつ、それを基にして意見交換等を行い、特に、制度施行から3年を経過した平成24年5月前後ころからは、施行3年後の検討を見据えた議論を中心に、活発な意見交換を行ってきたものである（開催状況の概要は**資料2**）。

（注）当検討会の各会合の議事録及び配布資料については、委員の各種報告、ヒアリングの際の説明資料等を含め、法務省のウェブサイトにおいて公開している（下記参照）。

http://www.moj.go.jp/shingi1/keiji_kentoukai_saibaninseido_top.html

第3 裁判員制度の実施状況の把握及び論点整理等（検討状況その1）

1 裁判員制度の実施状況の把握等

当検討会では、裁判員制度の実施状況について、事務当局作成の資料、最高裁判所の作成・公表に係る資料等によるほか、法曹三者の委員による裁判員裁判のための取組の紹介、委員による裁判員裁判の傍聴、裁判員裁判の運用状況等に関する報告及びヒアリングといった種々の方法によって、これを把握してきた（法曹三者の委員による裁判員裁判のための取組に関する説明については**資料3**、裁

判員裁判の法廷傍聴については**資料 4**，裁判員裁判の運用状況等に関する報告及びヒアリングについては**資料 5**のとおり，それぞれ実施された。)

2 論点整理

第 9 回会合から第 1 2 回会合までの間，当検討会において議論を行うべき論点を抽出・整理するための意見交換を行った（論点整理のための検討）。

この論点整理のための検討に当たっては，裁判員制度の法制及び運用状況の全般にわたって論点が整理されるよう，

- 「審理・公判前整理手続等」
- 「評議等」
- 「裁判員等選任手続」
- 「対象事件等」
- 「裁判員裁判に関わるその他の手続（上訴審）」
- 「裁判員の義務・負担に関わる措置等」

というテーマを掲げた上，各テーマごとに順次意見交換を行うこととされた。

論点整理のための検討においては，裁判員制度の実施状況全般の評価として，制度が導入されたことについては，高く評価すべきであり，裁判員制度は施行以来大変うまく運用されているとの意見が多く示される一方で，制度の基本的骨格自体に変更を加えるべきとの意見はなく，裁判員制度の運用状況はおおむね順調であるとの評価が共通認識となった。

その上で，法制上及び運用上の改善に関する意見が示され，またその前提として，個々の制度運用の実情がどのようなものかについて立ち入った質疑応答がなされるなど，活発な議論が行われた（その内容は，**資料 6**のとおりである。）。

以上の論点整理のための検討を踏まえ，当検討会は，第 1 3 回会合において，**資料 7**「論点整理（案）」のとおり論点を整理し，以後，各論点ごとに検討を進めることとなった。

第 4 各論点についての検討（検討状況その 2）

1 対象事件の範囲等について

(1) 性犯罪に係る事案

ア 強姦致傷等の性犯罪に係る事案については，裁判員裁判の対象から一律

に除外すべきではないか、あるいは、裁判員裁判を実施するか否かについて被害者の選択にかからしめるべきではないか（被害者選択制）との意見があることを踏まえ、議論が行われた。

イ 性犯罪に係る事案を対象から一律に除外するという意見については、

○ 被害者のプライバシーに関する懸念等は、現行法制を利用した運用上の対応によって解決可能である。性犯罪被害者の不安を取り除くための運用を確実に行っていくことによって、性犯罪につき裁判員裁判が実施されることに関する懸念を解消すべきである

○ 性犯罪について、裁判員裁判では、裁判官のみによる裁判と比較して重い量刑が言い渡される傾向にあり、性犯罪の被害の深刻さが裁判員に理解されていることの現れと考えられる。仮に性犯罪が裁判員裁判の対象から除外され、国民が悪質な性犯罪の被害について考える機会を失うと、その実情が理解されないままになるという弊害がある

○ 裁判員制度に関わる性犯罪被害者の懸念は、裁判員候補者（以下「候補者」という。）に自分の特定につながる事項が知られてしまうのではないかという点にあると考えられるが、被害者等が法廷で証言をする際の保護のための措置等は、裁判員制度のみに限られない刑事司法手続一般の問題である

○ 性犯罪以外にも親族間の重大犯罪等プライバシー保護の必要性が高い事案があり得るので、性犯罪のみを除外する根拠付けが難しい

などの消極意見が多く示され、一律除外を支持する積極意見は見られなかった。

なお、この点に関しては、裁判員裁判における被害者等のプライバシー保護のため、運用上配慮がなされていることは理解するが、特に、選任手続における運用上の措置を万全なものにするための規定を設ける必要がある（※この点に関する検討については、20頁「**5 被害者等に対する配慮のための措置について**」参照）、また、公判では、被害者等のおかれている状況を十分理解していない裁判員からの質問が二次被害につながるという声があるので、被害者等が安心して裁判員裁判に向き合えるようにするために、適切な対応を徹底させる必要があるとの意見が示された。

ウ 被害者選択制については、

○ 犯罪被害者関係団体のヒアリングでも述べられていたように、被害者

に選択の責任を負わせると、いずれを選択しても、これで良かったのだろうかなどと悩み続けることが考えられるなど、かえって負担が大きくなるという難点がある

- 選択制は、一見、被害者の意思を尊重する制度のように見えるが、被害者に対し裁判員裁判を実施するか否かの選択を迫るのは酷なことであって、適当でないのではないか
- 裁判員制度は、その基本構造として、一定の範囲の重大事件について裁判員裁判が実施されることとされたものであり、訴訟関係人の希望によって裁判員裁判が実施されるか否かが決められる仕組みとはなっていないことから、これを被害者の選択にかからしめることは、裁判員制度の趣旨に反する

などの意見が示され、消極意見が大勢を占めた。

(2) 薬物犯罪に係る事案

覚せい剤の営利目的輸入事件については、海外の犯罪組織が関係して巧妙に行われるなど、国民が想像し難い犯罪類型である上、覚せい剤輸入の認識（故意）が争われると、背景事情等の間接事実を積み上げていくという立証の難しい事案が多いことから、市民感覚を反映させて裁判を行うという裁判員裁判の対象として適切なものだろうかとの問題提起がなされた。

しかし、これに対しては、

- 裁判員制度は、一定の重大犯罪を対象とするものであって、国民になじみがあるか否かで事件を区別して、なじみがあるものを特に国民参加の対象とするという趣旨のものではない
- 被告人の認識が争われる場合に、立証が必ずしも容易でないことは他の類型の事案でも見られることであって、覚せい剤の営利目的輸入事件についても、裁判員が判断すべき事項に基本的に変わりはないはずである
- この種の事案では、無罪判決が散見されるが、同時に、否認事件であっても、有罪とされる事例も多い。この種の犯罪は、国民にとって理解しにくいのではなく、証拠収集が困難というところに、むしろ原因があるというべきではないか
- この種の事案では、裁判員裁判と裁判官のみによる裁判とで量刑にほとんど差は見られないけれども、事実認定の上で市民感覚を活かすことの意義と

いう点では、他の犯罪の場合と違いはないなどの消極意見が大勢を占めた。

(3) 被告人の請求する否認事案

ア 被告人の請求する否認事案については、

- 事実関係が争われる事案では、市民感覚を反映するという意義が活かされるべきである
- 他方、事実関係にわずかな争いがあるにすぎない事案について、大掛かりな裁判員裁判が実施されるのは適切ではないので、被告人の請求する否認事案に限って裁判員裁判の対象とするのが合理的である
- 制度立案時は、裁判員裁判の実施を減らす方向での被告人の選択権は認めないこととされたが、被告人の請求する否認事案を裁判員裁判の対象に加える改正は、そのような制度立案時の整理と矛盾しないなどの理由から、これを裁判員裁判の対象に加えるべきであるとの意見が示された。

イ これに対して、裁判員制度の趣旨や現行制度の基本的構造との整合性等の観点から、

- 裁判員制度は、その基本構造において、裁判員裁判を受けることが被告人の権利とされているものではなく、裁判員裁判が実施されるかどうかを被告人の請求にかからしめる考え方は、それとは整合しない。裁判員裁判は、国民参加によってより良い裁判ができる、望ましい刑事裁判の在り方であるとの考え方に立つものであり、まさにその観点から、被告人の選択権も認めないこととされたもので、対象事件の範囲を被告人の請求にかからしめることは、制度立案時に議論の上否定された
- 被告人の請求いかんによって裁判員裁判が実施されるかが決まるとなると、被告人は、裁判員裁判を選択したら損であるなどといったように考えないとも限らず、国民の感覚を反映させるという裁判員制度の理念と根本から衝突する
- 対象事件の範囲を拡大する方向である以上、被告人の請求にかからしめることに問題はないという指摘もあるが、裁判員裁判の対象事件の中に、被告人の請求いかんによって裁判員裁判が実施されるか否かが決まる類型が含まれる点で、制度の基本構造と異なる考え方が持ち込まれることにな

り、制度全体としての整合性、一貫性が保たれない

- 否認事件に限って裁判員裁判の対象に加えるという点についても、現行の裁判員制度が自白か否認かの別を問わず、裁判員裁判を実施することとしている基本枠組と相容れず、制度としての整合性を保つことができないといった否定的な意見が多く述べられた。

ウ また、被告人の請求する否認事案を裁判員裁判の対象に加えた場合の不都合等の観点から、

- 裁判員裁判の実施件数が大幅に増加するため、真にこれに対応できるか慎重に検討する必要がある。また、一般国民の負担が過重なものとなるおそれがある
- 例えば、膨大な帳票等の証拠を取り調べることとなる税金のほ脱事案等や、特定分野の専門的な知識が必要となるいわゆる特殊過失事案については、裁判官のみの裁判で取り扱っても、開廷回数等がかなりの数に上る状況にあり、裁判員裁判の対象とした場合には、裁判員の職務従事期間はこれまでになく長期化し、裁判員の負担が過重なものとなるおそれがある
- 裁判官と裁判員の間には、立場の違いやそれに伴う経験、研さん等の差異があることは否定できず、経済事犯等膨大な証拠書類を取り扱わざるを得ない類型の事案は、性質上、裁判員が担当するのにふさわしいとは考え難い

といった意見が述べられ、結局、消極意見が大勢を占めた。

(4) 死刑求刑事案

死刑求刑事案については、裁判員の負担が大きいとの声があることから、負担軽減の観点から、これを対象とし続けてよいか議論が必要ではないかとの意見が述べられた。

この点、

- 死刑求刑事案は、国民の関心が高い重大な刑事事件の最たるものとして、裁判員裁判が実施される意義が大きい
- 被害者等は、心理的負担を感じながら刑事裁判に関わっており、裁判員は、その負担が大きいとしても、社会の一員としてこれを避けるべきではない
- 周囲の弁護士の間での議論では、裁判員制度は重大な事件を裁判員裁判の対象としており、死刑求刑事案を除外する理由はなく、裁判員の負担が重くな

ることは、死刑求刑事案に限られるわけではないし、検察官の求刑は事前に明らかにされるものでもないので、手続的にも困難であるといった意見が出た

- 検察官としても、求刑の内容は、公判審理が全て終わってはじめて決めることができるものであって、あらかじめ、起訴段階や公判前整理手続段階でこれを明らかにできるものではない
- 国民は、死刑の問題について、避けることなく向き合わなければならないといった意見が見られ、消極意見が大勢を占めた。

(5) 薬害、公害、食品事故等に係る事案

薬害、公害、食品事故等に係る事案は、国民生活に密着した問題であることから、これを裁判員裁判の対象に含める可能性を考えられないかとの意見が述べられた。

これに対し、

- この種事案は、高度の専門性が求められ、膨大な資料を取り扱うことになるので、裁判員の負担が大変大きい
- 業務上過失致死傷罪等過失犯が問題となることが多いと思われるところ、過失の前提となる注意義務の内容、その有無が問題となる関係者の範囲、予見可能性等の有無に関し、複雑かつ専門的な事実について判断する必要があるため、証拠の量が膨大なものとなったり、公判回数も多数となる傾向がある
- いわゆる特殊過失事件は、捜査自体にも長期間を要するなど、非常に複雑な内容となる傾向があり、比較的短期間のうちに裁判員が判断をすることにはなじみにくいのではないかと
といった消極意見が多く述べられた。

(6) 審理が極めて長期間に及ぶ事案について

ア(ア) 公判審理が極めて長期間に及ぶ特殊な事案の裁判員裁判では、裁判員の負担が過大なものとなることから、裁判員の選任が困難となり、ひいては、裁判員裁判の実施自体が困難となることが想定されるため、そのような場合に、例外的に、裁判官のみで裁判ができるような仕組みを設けておく必要があるのではないかという問題提起がなされた。

(イ) なお、この点に関連して、さいたま地裁で行われた職務従事期間100日の裁判員裁判では、選定された候補者は330名、辞退が認められた候補者は255名(約77%)、鳥取地裁で行われた職務従事期間75日の裁判員裁判では、選定された候補者は700名、辞退が認められた候補者は609名(約87%)、大阪地裁で行われた職務従事期間60日の裁判員裁判では、選定された候補者は160名、辞退が認められた候補者は102名(約63%)、さいたま地裁で行われた職務従事期間56日の裁判員裁判では、選定された候補者は170名、辞退が認められた候補者は132名(約78%)であるなど、職務従事期間が長期に及ぶと辞退が認められる割合がかなり高くなる傾向が見られるという実情が紹介された。

イ この点についての議論では、

- 公判審理に長期間を要する非常に複雑な事案こそ、裁判員裁判が実施されるべきである
との意見があった一方、
- これまで裁判員裁判が実施された程度の長期審理事案が裁判員裁判から除外されるような除外制度なら、その導入には賛成できないが、数年に1件あるかどうかといったごく例外的な事態が発生した場合に対応できないのは不都合ではないか
- これまで裁判員裁判が実施された長期審理事案とは異なり、複数の殺人等から成り、被告人が全面的に否認しているような一層複雑困難な事案であって、区分審理を行うことも不適切ないし困難な事案も起き得るのではないか
- 候補者名簿の登載者の数が比較的少ない地方においては、適正な裁判員等の選任を行うために十分な数の候補者を呼び出すこと自体が困難となる場合も考えられなくはないのではないか
- 選任手続自体が円滑に行われないと、それが原因で公判開始までに長期間を要することになる
- 極めて長期間の公判審理を務めることができる裁判員は限定されるため、その構成に偏りが生じるおそれもないとは言えない
- 要件をどのように明確に規定するのかという問題はあるが、極限的な事態の場合を除外することができる制度を設けておく必要性はそれなりに肯定され得るのではないか
- 極限的な事例を対象から除外することについては、裁判員裁判を実施する

か否かを被告人の請求にかからしめる案とは異なり、裁判員の負担の観点や、公正な裁判員の選任のための条件等を確保する観点から、検討する余地があるのではないか

など、新たな除外制度の創設を検討する必要性ないし合理性があるという意見が数多く示された。

ウ 以上を踏まえ、今後の法務省の検討作業に活かすとの見地から、主として、具体的にどのような事案を除外せざるを得ないのか、新たな除外制度を設ける趣旨をどのように考えるか、どのような観点から除外の対象となる事案を決める制度とすべきかなどの諸点について、議論が行われた。

(ア) この議論においては、

○ 裁判員裁判が重大事件を対象に実施される趣旨からすると、公判前整理手続や区分審理制度を工夫するとともに、被害者等が多数いる事案であっても、捜査の結果明らかになった犯罪事実の全てではなく、裁判員裁判の実施を可能にするため、特にその一部の起訴にとどめるなど、訴追の在り方を検討することによって、対応を考えるべきである

との否定的な意見もあったが、

○ 訴訟関係人が手段を尽くしても、著しく長い公判審理期間が見込まれる事案では、義務として関与せざるを得ない裁判員の負担が過大なものとなるので、それを回避する手段として、新しい除外制度が必要である。刑事裁判制度は、そのような事案についても、被告人の権利保障や事案の真相解明等の役割を果たしながら適切かつ健全に運用されることを確保する必要があるところ、その過程に一般国民を関与させて著しい負担を負わせるのは適当でない

○ 数年に一度あるかどうかというレベルで、裁判員がどのようにがんばっても裁判に関与し続けることが無理な事案があり得るのではないかと思われるので、そのように極限的な場合に対する対応措置を講じておく必要がある

○ これまで裁判員裁判が実際に実施された長期審理事案のような場合まで、除外されるような仕組みは相当でない。年単位で裁判員が拘束されるような場合に備え、除外制度を整備しておくことには反対しない

○ 被害者等の立場からは、裁判員の選任が困難なために裁判自体が行われないという事態は許容できない。東日本大震災を契機として、想定外とい

う言い訳は通用しないと考えられるので、例外的な事案に備えて手当てを講じておく必要がある

- 10年ないし20年に一件起こるか分からないが、実際起きてからでは対処できない。裁判員法の見直しの機会がある以上前向きに考えるべきではないか
 - 裁判員制度は順調に機能しており、その適用範囲を縮めることは基本的に相当でないが、極限的な事例が生じた場合に、法第3条の決定ができないために裁判員裁判を実施するしかないということになると、制度としては不自由な部分が残る。極限的な場合という要件が規定されるのであれば、そのような除外制度を設けておく必要がある
 - 審理日数が著しく長くなると、裁判員を選任して裁判体を構成することが困難になったり、裁判員が選ばれたとしても、非常に多大な負担をかけることとなる。新しい除外制度は、そのような事態を避けるための制度として位置付けられる
 - 公判審理の期間を合理的な範囲にとどめるために、一部の事件についてあえて起訴を行わないという運用については、被害者等をはじめとする国民の理解が得られるか甚だ疑問であって、そのような割り切りはできないなどの意見が多く述べられ、そのような新たな除外制度を設けることの必要性については、肯定的な意見が大勢を占めた。
- (イ) その上で、どのような観点から除外の対象となる事案を決める制度とすべきか等については、
- 現行制度の下で、月単位で公判審理を行える事案であれば、裁判員裁判は実施できるのではなかろうか
 - 公判審理の日数は要素として大きいかもしれないが、どの程度の期間の公判審理であれば裁判員裁判が実施可能かについては、国民が、法曹三者と同じように考えるとは限らない。また、大都市とは異なり、地方では、厳寒期や農繁期など一定の時期に裁判員として裁判所に通う負担が特に大きくなる点などといった点なども念頭に置く必要があるため、期間の長さのみによって一律に判断できる問題ではない
 - これまで裁判員裁判が実施されたような事例についてまで除外するのはなく、より極限的な事例が対象となると考えるべきである。例えば、テロ犯罪組織によるビルの爆破事件のように、膨大な数の被害者等が出てお

- り、多数の証人尋問を行う必要があるという事例などが想定される
- 日数のみを考慮要素とするわけにはいかず、まずは公判前整理手続において十分整理をして迅速な審理を行うという観点も考慮する必要がある。また、区分審理制度は、事案が単一の事件である場合などには、要件上区分審理決定をすることができない面がある
 - 除外の対象となる事例がどのようなものかは、被告人の裁判を受ける権利の点からではなく、むしろ、裁判員の負担の点に軸足を置いて考えるべきである。前提として、公判前整理手続できちんと整理を行うべきであるが、区分審理決定ができないかどうかも検討することになるのではないか
 - 鳥取地裁で職務従事期間75日の裁判員裁判が、さいたま地裁で職務従事期間100日の裁判員裁判が実施されたので、地域の特性を考えるとしても、このような程度の事案が除外される必要はなく、除外の基準はより厳しくすべきではないかなどといった意見が示された。

2 裁判員等選任手続について

(1) 甚大な災害発生等の非常事態時における候補者の呼出しと辞退事由の在り方について

東日本大震災の発生等を受けて、仙台地裁、福島地裁、同地裁郡山支部及び盛岡地裁において、震災等の影響が大きく、呼出状の送達・返送や、選任手続への出席が困難であると認められる地域に住所を有する候補者に対しては、呼出状を送付しないという措置がとられ、現在までにそのような取扱いが解除された地域がある一方で、福島地裁本庁及び同地裁郡山支部管内の一部の地域では、現在もそのような措置がとられていることを踏まえ、甚大な災害発生等の非常事態時における候補者の呼出しと辞退事由の在り方について検討を行った。

(2) 法的な手当てについて

ア この点、

- 上記の裁判所の措置は合理的かつ適切であったが、一部には、明確な法的根拠がないことを問題視する向きもあったので、何らかの法的な手当てをしておくことが相当である。すなわち、甚大な災害等によって、一定範

困の候補者が辞退の申出をした場合には辞退が許可されるであろうことがおよそ明らかであるものの、他方で、辞退の申出自体が著しく困難である場合、裁判所において、例外的に、そのような候補者に対して呼出状を送付しないという取扱いを可能にする根拠規定を設ける必要がある。また、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令の中に、非常事態にあるがために出頭が困難であるといった内容の辞退事由を独立した新しい辞退事由の類型として規定することも必要である

という意見と、

- 裁判員に選ばれることは国民の権利であると考えており、裁判員となるかどうかは候補者に任せるのが筋である。よって、新たな辞退事由の類型を設けるにとどめるべきである

という意見が示された。

イ これらの意見に対しては、

- 裁判所が呼出しを行うかどうかという観点からのアプローチと、呼出しを受ける候補者の立場から辞退事由を明記する観点からのアプローチとの両方が考えられようが、いずれも法令にきちんと明記するのが望ましいのではないか
- 新たな辞退事由の類型を設けるのみでは、辞退申出が困難な場合に対応できないので、問題ではないか
- 東日本大震災による一連の事態は稀有なことであるが、そのような事態が現に発生した以上、新たな辞退事由の類型を設けること、ある程度定型的な範囲で候補者の呼出しをしない措置の根拠となる規定を置くことについては、検討する価値がある
- 甚大な災害が起きたことにより日常生活さえままならない候補者に呼出状が送達されると、制度自体の合理性が疑われたり、不信感が芽生えかねないので、そのような場合の手当てをあらかじめ考えておく必要があるなど、呼出状を送付しないという取扱いを可能にする根拠規定と新たな辞退事由の類型の規定の双方を置くべきとする意見が大勢を占めた。

なお、呼出状を送付しないという取扱いを可能にする根拠規定を置くに当たっては、裁判所が呼出しを行うか否かの判断の裁量が余りに大きくなったり、裁判員を務めてみたいという候補者を広く排除するような仕組みとする

ことのないよう配慮すべきであるとの指摘がなされた。

3 公判・公判前整理手続について

(1) 迅速かつ充実した分かりやすい審理に関する運用上の問題について

主張及び証拠の整理等の在り方，審理の長期化防止のための運用上の工夫，公判手続の更新の方法等について議論がなされたが，現状の運用状況について深刻な問題があるわけではなく，今後も法曹三者において工夫を重ね，迅速かつ充実した分かりやすい審理の実現等に向けて，これらの諸点につき適切に対処していく必要があるとの共通認識が得られた。

(2) 公判・公判前整理手続に関するその他の問題点について

ア 裁判員法第39条の説明方法等

刑事裁判の基本的なルールに関する説明を公判廷で行えば，当事者も安心感を得られることから，裁判長が公判廷において冒頭手続後及び被告人の最終陳述後に刑事裁判の原則を説明することを義務付ける法改正をすべきではないかという意見が示された。

これに対しては，

- 裁判員法第39条に基づく裁判長の説明は，選任手続期日において，検察官及び弁護人の立会いの下で実施されることとなっているので，そのような改正を行う必要性，合理性はない
- 同条に基づく説明のほか，裁判員に対する説明は，審理や評議等の進捗よくに応じ，裁判員とのやり取りの中で繰り返し行われているので，そのような改正を行う必要性，合理性はない

など，かかる改正を行う立法事実が見出し難いという消極意見が多く述べられ，前記意見を支持する意見は他に見られなかった。

イ 少年の被告人につき裁判員裁判を実施する場合の審理方法等について

少年の被告人の裁判員裁判では，弁護人の請求により公開を停止したり，被告人の一時退廷を認めることとする規定を刑事訴訟法及び裁判員法に設け，また，心理学，教育学等の専門的知識や少年鑑別所の鑑別結果等を活用して少年の性格，環境等を解明する方法を尊重するという，少年の刑事事件に関する科学主義の理念を刑事訴訟法及び裁判員法に明記すべきではないかという意見が示された。

これに対しては、

- 公開停止の点は、裁判の公開の原則を定めた憲法第82条に反する。また、被告人が在廷することは、その権利のみならず、義務でもあるところ、被告人の一時退廷の点は、そのような刑事訴訟法上の基本的な要請に抵触するので、困難である
- 裁判所では、被告人が少年の事案では、裁判員裁判か否かを問わず、被告人の着席位置を工夫するなどして、その容貌等が傍聴席にさらされないようにし、また、休廷を意識的に多く確保するほか、社会記録中少年の家族関係や第三者からの評価といった事項については、特に裁判員に黙読をしていただくなど、情操やプライバシーの保護の観点から、訴訟運営上様々な配慮をしている
- 当検討会において実施した少年犯罪被害当事者の会のヒアリングでは、少年の被告人は、十分過ぎるほど保護されており、萎縮している様子はなかったと述べられていた。更生のためには、犯した罪に向き合うことが必要であって、更に手厚く保護することが少年のためになるとは思えないとの意見が述べられ、前記意見を支持する意見は他に見られなかった。

4 評議、評決について

(1) 評議の充実のための運用上の工夫について

評議の運用状況等につき、

- 裁判員において、刑事裁判のルールや法的な概念を理解していただくとともに、評議の場で裁判員に遠慮なく意見を述べてもらうことが特に重要であると考えている
- そのために、他の裁判体や裁判官がどのように評議を運営しているのかを参考にし、意見交換を行いながら評議の在り方について検討を深めることが重要であると考えており、そのような意見交換等を行う場として、各種の裁判官の研究会等様々な機会がある
- 最終評議が開始される前から、裁判員と会話を交わす機会を多く設けて、話しやすい雰囲気を作ったり、証人尋問の前には、当該証人尋問のポイントを伝えたり、その終了後には、分からない点がないか尋ねて、疑問の解消を図るなどの工夫を行っている
- 意見を言うのが苦手な様子の裁判員に対しては、雑談等の中でその旨把握

するよう努める

- 裁判官が議論を誘導してしまわないよう留意しながら、裁判体の構成員の1人として、意見を述べるように努めている。同時に、裁判員が意見を言う前に裁判官が積極的に自説を述べるようなことはせず、こういう面はどうでしょうか、といった問題提起の形で発言をするなどの工夫もしている
- 制度施行から間もない時期に、評議の時間不足が指摘されたことがあったが、審理計画を策定する際に余裕のある評議時間の確保に努めているなどといった取組の実情が説明された。

加えて、補充裁判員の評議への関わり方については、補充裁判員は評決に加わらないことなど、裁判員と補充裁判員との立場の差異について説明をした上、手続の過程では、補充裁判員が発言をする機会を設けるようにするなどして運用している旨の説明がなされた。また、裁判員に対する過去の量刑の示し方については、判決の詳細を示すのではなく、評議での説明や意見交換の進展に応じて、「裁判員量刑検索システム」から抽出した、同種事件での量刑傾向のグラフを示すこととしているところ、裁判員制度施行から期間が経過し、データベースが裁判員裁判の結果を反映したものとなってきているなど、量刑評議等の実情についても説明がなされた。

このような運用状況については、特段問題はないとの共通認識が得られた。

(2) 被告人に不利な判断をする場合、特に、死刑を言い渡す場合における評決要件について

ア 被告人に不利な判断をする場合における評決要件について

無実の者を有罪とすることのないよう、有罪判決などの被告人に不利な判断をするための評決要件として、裁判員の過半数及び裁判官の過半数を定めることとしてはどうかとの意見が示された。

これに対しては、

- 現行の裁判所法第77条第1項では、裁判は過半数の意見によるものと定められており、裁判員裁判の場合に異なる評決要件を定める合理的理由はない
- 現行の裁判員法第67条第1項では、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によるものと定められており、裁判官と裁判員が責任を分担し、協働して裁判内容を決定するという裁判員制

度の趣旨を活かし、同時に、公平な裁判を受ける権利を保障する憲法の趣旨にも鑑みて、裁判官又は裁判員のみの多数では判断できないこととされたものであって、適切な定めとなっている

- 裁判員裁判の実施状況を振り返っても、評決要件を改めるべき不都合な点があったわけではない
- 評決要件は、合議体の意思決定の在り方という最も基本的な事項であると考えられるところ、制度の安定性の観点からしても、これを直ちに变える必要性があるのか疑問である
- 前記意見によれば、結局、裁判体の3分の2の特別多数決を求めているのと変わらなくなるが、そのような特別多数決とする案については、裁判員制度立案時、議論の上否定されたものである
- 裁判員裁判の場合にのみ、有罪判決の評決要件が加重されるのは不合理である。また、被告人に不利な判断をする場合にのみ、評決要件が加重されるのは不合理である
- 裁判官のグループと裁判員のグループを区別した上で、それぞれ評決要件を設ける発想は、両者の協働を旨とする裁判員制度の趣旨から根本的に逸脱している

といった消極意見が大勢を占め、前記意見を支持する意見は他に見られなかった。

イ 死刑を言い渡す場合における評決要件について

この点について、

- 死刑は究極の刑罰であり、誤判防止の観点から、裁判員法のみならず裁判所法を改正して、裁判員裁判か否かを問わず、その言渡しのためには、全員一致の評決を必要とすべきである
- 死刑言渡しの場合には、慎重を期する観点から、上訴審を含めて、構成員の3分の2の特別多数決によることとすべきである
- 無罪の意見の裁判員が評決の結果死刑の言渡しに関与せざるを得なくなる場合など、死刑の言渡しによる裁判員への心理的負担を考慮すると、裁判員裁判における死刑判決はより慎重にすべきである

といった意見が示された。

これらの意見に対し、

- 死刑の言渡しの多くは裁判員裁判によってなされるのは確かであるが、

裁判員法第3条によって裁判官による裁判が実施され得るところであり、裁判官による裁判であっても全員一致の評決を求めるといった意見については、当検討会で議論することが適切かどうか自体に疑問がある

- 死刑言渡しに全員一致を要求すると、当該裁判体の構成員全員が死刑に賛成したことが明らかになるので、裁判員の負担の軽減にはつながらない
- 現在でも死刑の選択は厳格になされており、死刑判決が言い渡されたとき、その当否について論争が起きたこともないなど、一般市民は今の制度でよいと考えているのではないか
- 全員一致でない限り死刑を言い渡すことができないとすると、一人の裁判員の考えのみによって結論が左右されるという事態を許すこととなる
- 全員一致の要件を要求すると、一人が死刑についての拒否権をもつことになるところ、そのような理由で、同一事案の共犯者の間や同種事案の被告人の間でも死刑か無期懲役かの差異が生じてくることとなって、裁判の公平性が損なわれる
- 裁判体の構成に一人でも死刑制度自体に反対の人物がいた場合、法律上死刑制度があるにもかかわらず、その言渡しができないこととなるのは問題が大きい。死刑制度自体の設計としてそういう仕組みを採用することは考えられなくはないであろうが、それは死刑制度全体の見直しの中で議論されるべき事柄である
- 特別多数決のルールについては、裁判員制度の立案時の議論で否定された考え方であるところ、現時点で法改正を行うべき立法事実があるのか疑問である
- 裁判員にとっての負担を主たる根拠に評決の在り方を変更するというのは、裁判員に弱点があるという考え方を前提にしているかのようで、裁判員制度の趣旨から見て妥当ではない
- 死刑の問題をイデオロギーとしてとらえている者が裁判員に選任された場合には、実際の事件を冷静に分析・判断できないという面もあるように思われ、これまで特に問題がなかった以上、従来の方で取り扱うべきではないか

など、現行法の評決要件を変更すべきでないとの意見が多数を占めた。

なお、裁判員裁判における死刑判決の問題について、現時点で法改正の必要がないとしても、将来的には、議論自体は進めていくべきとの意見もあつ

た。

5 被害者等に対する配慮のための措置について

(1) 被害者等の心情等への配慮のための運用上の工夫

ア 被害者等は、犯罪被害によって極めて大きな衝撃を受け、非常に強い混乱、恐怖等の深刻な心理的状況におかれるところ、このような被害者等が刑事裁判で安心して証言を行うには、そのための環境が整っている必要があるが、裁判員裁判を体験した被害者等からは、裁判員からの質問によって傷ついた、裁判所には被害者専用の待合室がない、検察官と十分な打合せができず、不安だったなどの声が聞かれ、運用上の工夫が不十分なのでないかとの意見が述べられた。

イ この点、裁判官は、休廷時に裁判員との間で、被害者等のプライバシーに必要以上に踏み込み過ぎる質問や、憶測による質問など、不相当な質問がされることのないよう、裁判員の補充質問の内容や方法について協議を行っており、そのようなやり取りが不適切な質問の防止に役立っているという実情が紹介された。併せて、不適切な質問がなされた場合には、訴訟指揮権に基づいて制限をするなどの対応が考えられることなども説明された。この点については、被害者等を含む証人に対する不適切な質問の問題は、証人一般に妥当するもので、裁判員によるものか否かを問わず、裁判長が制止するなどしてコントロールされるべき事項であって、特に被害者等の証人尋問の場合には、より配慮して運用していくべき問題であるとの意見も述べられた。

また、被害者専用の待合室等の関係については、庁舎の実情に応じ、被害者等に書記官室に来ていただき、一般の来庁者と異なるルートを通って法廷に入ってもらったり、あるいは、庁舎の構造上そういった措置をとることができない場合には、移動の順序や時間を調整して、被告人の関係者等と遭遇することがないように配慮しているといった取組の紹介がなされた。

検察においては、手続の様々な段階で被害者等ときめ細かく連絡をとって説明を行うことが重要であり、また、被害者等の証人出廷に当たっては、特に打合せや準備を行った上、必要に応じて遮へいの措置やビデオリンク方式による証人尋問の実施を求めるように努めていることなどが紹介された。

(2) 裁判員等選任手続における被害者等のプライバシー等の保護を通じたその負

担への配慮の在り方

選任手続については、候補者には守秘義務が課されておらず、刑事訴訟法上の被害者特定事項秘匿決定の効果が及ばないところ、検察や裁判所において様々な運用上の工夫を行っているとしても、被害者等の不安が残っていることから、被害者等のプライバシー等の保護に万全を期するために、被害者等の心情への配慮を義務付ける規定を置くべきであるとの意見が示された。併せて、裁判員法には、裁判員や候補者に対する一定の配慮を義務付ける規定があるにもかかわらず、被害者等に対する配慮に関する規定がない点も問題である旨の指摘もなされた。

この点につき、

- 裁判所では、性犯罪を中心とする被害者のプライバシーに配慮するため、特定事項秘匿決定がなされている事案では、現在の選任手続においても、その趣旨を踏まえて、被害者のプライバシーに配慮した運用がなされているところであって、その上で、裁判員法上に被害者のための配慮義務規定を置くかどうかは、立法判断の問題である

との指摘もあったが、一方で、

- 選任手続は裁判員制度固有の手続であり、例えば、「裁判員等選任手続は、(中略)裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない」という裁判員法第33条第3項の規定にならう形で、選任手続における被害者に対する配慮義務を定めるような規定を新設することが、被害者等の懸念についての一つの解決策になり得ると考えられる。被害者のプライバシー等保護の見地から行われている検察の運用に明確な法的根拠を与える意味でも望ましい
- 警察官は、捜査段階で、裁判員裁判が実施される事案では、知っている人に遭遇するかもしれないという被害者等の不安の解消に苦勞している。選任手続は、国民が広く候補者として参加する手続であり、手続を運用する関係者にとって、被害者等への配慮のための運用に明確な根拠が与えられ、ひいては、被害者等に対しても、裁判員裁判への信頼感を高めることにつながると思われる
- 被害者特定事項秘匿決定は、「公開の法廷で」の秘匿を内容とするものであって、その効力は文理上選任手続には及ぶとは考え難いので、刑事訴訟法上の被害者特定事項秘匿決定の規定のみで、法的根拠が十分明確といえるか

は疑問である
など、選任手続における被害者等の心情に対する配慮を義務付ける規定を設けるべきではないかとの肯定的な意見が多く示され、これに反対する意見は見られなかった。

6 上訴について

死刑を言い渡された被告人には、判断能力が十分でない者もあり得ることなどに鑑み、慎重を期する意味で、死刑を言い渡された被告人が上訴を申し立てない場合にも、法律上自動的に上訴審に係属し、その審査を受ける仕組みについて、検討を行うべきではないかという意見が示された。

これに対しては、

- 被告人のほか弁護人にも上訴申立権があり、実際も、死刑が言い渡された場合には、多くの事案で上訴がなされている以上、そのような仕組みを導入する合理性があるのか疑問である
- 当事者から何ら主張がなされていない状況で上訴審がどのような事項について審査を行うべきか、イメージがつかめない
- 米国では、第一審判決に対する上訴は、事実誤認や量刑不当を理由にして行うことができず、特に、最上級の裁判所への上訴については、憲法違反等ごく限られた理由がある場合を除いて、権利として認められておらず、上訴審が上訴を受理するかどうかはその裁量に委ねられている。死刑制度を存置している州の多くで、死刑判決に対する自動的上訴の制度が設けられているのは、このような法制を前提とした場合の特例という趣旨によるものである。被告人が事実誤認や量刑不当を理由に上訴を申し立てることができ、現に三審制による審査がなされている我が国の法制や実情とは前提が異なる

など、そのような仕組みを導入する必要性、合理性に疑問を示す消極意見が多く示され、これに賛成する意見は他に見られなかった。

7 裁判員等の義務・負担に関わる措置等について

(1) 裁判員やその経験者の負担に対する措置について

ア 裁判所においては、裁判員等の心理的負担軽減のために様々な措置が広く講じられているが、それを徹底させるために、裁判員に対し、以下の事項について説明を行うことを義務付ける規定を、裁判員法及び裁判員規則に設け

るべきであるとの意見が示された。

- ・ 裁判員同士が希望した場合には、互いに連絡先を交換することができること
- ・ 事後的な希望があれば、裁判所が裁判員経験者同士の連絡のあっせんを行うこと
- ・ 裁判員が希望した場合には、臨床心理士立会いの下グループワークを実施すること
- ・ 守秘義務の範囲
- ・ 裁判所の「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」に関する事項

イ これに対しては、裁判員の負担に対する配慮措置として、

- 裁判所によっては、裁判員が選任された段階で、常時連絡を受け付けられる連絡先を記載したカードを交付している
- 審理、評議の過程では、裁判官が個々の裁判員の様子に目を配りながら、必要に応じて声がけをするなどして、負担に感じるところがあれば申し出てもらうように留意している
- 職務終了後、他の裁判員経験者の連絡先を知りたいとの申出があった場合、相手方の了解を得た上で、連絡先を教示するなど、運用上の配慮をきめ細かく行っている実情が紹介された。

ウ この点、法改正の要否については、

- すでに様々な運用上の工夫がなされており、法改正を行う必要性はない
- 個々の場面や裁判員の状況等に応じて、臨機応変で柔軟な対応が求められるべき事項であるので、特定の事項についての説明を義務付けるような法改正は適切ではないのではないか

といった意見が示され、法改正を行うべきとの意見は見られなかった。

エ なお、裁判員等の負担への対応等の在り方に関連して、

- 裁判所において、判決宣告後に精神衛生の専門家の協力を得て裁判官と裁判員とが事案について話し合う機会を持つことを検討していただけないか
- 裁判員経験者の体験談がもっと伝わるような工夫が必要ではないか
- 国民が量刑や更生について学習する機会が少ないのではないかなどの指摘も見られた。

(2) 守秘義務の範囲等の在り方等について

ア 守秘義務の範囲等の在り方等について、

- 裁判員裁判の経験の共有を図るとともに、裁判員の負担を軽減させるために、守秘義務の罰則の対象となる行為を、裁判員又は補充裁判員の職にあった者が職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らす行為、評議の秘密のうち「裁判官又は裁判員の意見」について、当該意見を述べた者の特定に結びつく形で漏らす行為、裁判員の職にあった者が、任務終了から10年経過前に、「事実の認定又は刑の量定の当否」を述べる行為に限定すべきである
- 裁判員経験者のアンケートで、守秘義務の範囲があいまいであるなどの指摘があることから、守秘義務の対象となる「評議の秘密」から「評議の経過」を除く方向で検討すべきある
- 守秘義務の対象を、3つの事項（自分以外の裁判員又は裁判官の個別の意見の内容、評議の採決結果及び裁判体で秘密とする旨合意した関係者のプライバシー）に限定すべきである

との意見が示された。

イ これらの意見に対し、

- 守秘義務が設けられたことには、裁判員に選任された者やこれから選任される者を守り、自由闊達な意見交換を可能にするという意味があり、その意義は今後も重要なものである
- 守秘義務の定めが重く受け止められている面があるとしても、裁判の制度的な保障の必要性の観点から、守秘義務の規定があると考えられるところ、裁判員という一定の重要な地位を与えられた国民が、そのような必要性のもとに一定の制約が課されているのは、やむを得ないと思う
- 裁判員に対しては、守秘義務について十分説明を行うようにしているが、その際、その存在自体が問題であるといった指摘を受けたことがなく、裁判員は、実際に職務を経験すると、守秘義務の必要性を実感していただいているものと思われる。裁判員経験者の意見交換会の感想等を見ても、現行の守秘義務の必要性を受け入れていただいていると思う
- 「裁判員及び裁判官の意見」、「多少の数」及び「評議の経過」は全て同格であって、「評議の経過」が明らかになると、裁判員制度の核心部分である評議の場における自由な意見交換の障害になる以上、法的に区別す

べきではない

- 例えば、複数の裁判員経験者がそれぞれにその特定に結びつかない形で裁判員の意見を明らかにしたような場合、それらを総合すると、意見を述べた者が判明することも考えられるので、特定に結びつかない方法で意見を明らかにする行為を罰則の対象から外すことは相当ではない
 - 仮に10年経過後に守秘義務が解除されると、やはり評議において安心して意見を述べることができなくなるので、期間の限定を設けることも相当ではない
 - 裁判員がその経験を語り合うことは現に行われており、そのような今後の制度の在り方に結びつくような経験の共有は重要かもしれないが、個別事案に関連した事項で共有すべき経験とは、現在経験として語られているものを超えて、どのようなものがあるのか疑問である
 - 被害者等が裁判員裁判について不安を感じるのは、名誉やプライバシーが本当に守られるかという点にあるので、守秘義務は万全な範囲のものとしておくべきであり、特に、人間関係が濃密な地方では、被害者等の情報が口コミで広がってしまうおそれが強いという実態がある。被害者等にとっては、時間が何年経過しても、プライバシー保護の必要性は変わらない
 - 守秘義務の範囲について十分説明がなされ、話して差し支えない事項がどのようなものかが分かれば、心理的な負担が軽くなる面があるように思われ、裁判員の負担は、守秘義務の範囲をどのように定めるかの問題なのかどうか疑問である
 - 人には、のぞき見的な高揚感があるため、注目されている事件に関わったことを他人に話したいという心理が働くことがあると思う。そのため、他人から評議の秘密等について尋ねられたときでも、守秘義務があるから話せない旨対応することができることは、裁判員にとって楽な側面もあるのではないか
 - 現行制度の下で守秘義務に関して、どのような具体的な不都合が起きているのかが明らかでない。守秘義務の範囲を限定することによって、その範囲が明確なものとなるのか、疑問である
- など、現行の守秘義務の罰則の対象を見直す意見については、消極的な意見が多数を占めた。

ウ なお、この点に関連し、裁判所における守秘義務の範囲の説明として、裁

判員や裁判官がどういう意見であったのか、あるいは、それぞれの裁判員や裁判官がどういう意見であったのか、評議の途中でどのような意見が述べられたか、評決の結果は何対何であったのか、評議がどのような流れをたどったのかといったことや、関係者のプライバシーについては、話してはならないが、法廷で見聞きしたこと、裁判員を務めた感想は、話して構わないこと、要するに、評議室の中で話したことは基本的に秘密にする必要があるが、法廷における出来事については話してよいことなどを理解していただけるよう、説明を行っている旨紹介された。その上で、現在でも、守秘義務の範囲を具体的に説明してほしいという裁判員経験者の声が見られるので、裁判所においては、一層適切な説明の仕方ができるよう、努めていく必要があると考えているとの指摘もなされた。

8 その他について

(1) 当検討会において示されたその他の論点として、

- 弁護人が開示請求をした証拠について、検察官がいったん不存在の回答をしたにもかかわらず、事後その存在が判明することがあることから、かかる事態を防止するために、検察官手持ち証拠のリストを弁護人に開示するという運用を行うべきではないか。裁判員裁判において必要的に公判前整理手続が実施されることなどに鑑み、この点も当検討会で議論を行うべきである
 - 裁判員裁判において、事実認定の審理と量刑についての審理を区別して行う運用を積極的に行うようにすべきではないか
- との意見が示された。

これに対しては、論点整理のための検討において、当検討会において議論を行うことが適切かどうかを含めて議論をすべきものと整理された上、以下のような議論が行われた。

(2) これらについては、

- 刑事訴訟全体に関連する全般的な問題であって、裁判員制度特有の法制又は運用の問題ではないので、当検討会で議論を行うことは適切ではない
- 裁判員裁判のみならず裁判官による裁判であっても共通して適用される刑事訴訟法上の問題である。裁判員裁判における証拠開示を念頭においても、裁判員裁判固有の問題があるとは考え難い
- 他の機会（法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会）において検討事項

として取り上げられている以上、そのような場で議論されるのがすみ分けとして適切である
など、当検討会で議論の対象に取り上げること自体に否定的な意見が数多く示された。

さらに、証拠開示の運用に関する指摘については、

○ 仮に証拠リストの開示を運用として行う場合にも、そのような運用には、証拠リスト開示制度を導入した場合の問題が同様に妥当する以上、裁判員裁判における証拠開示の運用の問題という形で限定して議論を行うのは困難である

との意見が述べられ、また、手続二分を運用で行うべきとの指摘については、

○ 有罪か無罪かが争われている事案には、犯人性の問題が取り上げられているものや、責任能力、正当防衛の問題が取り上げられるものなど様々な争点があるので、公判前整理手続において法曹三者で協議をしながら、事案や争点の内容に即した形で、柔軟に対応する必要性が高い

○ 被害者等としては、複数回証人出廷する必要性が生じ、負担が大きくなるので、到底受け入れられない

○ 犯情が量刑を決める大きな要素であるところ、犯情に関する事実は、有罪無罪の判断の上で重要な事実と区別することが困難である

○ 現在、争点の内容等に照らし手続を区別して行うことの必要性や、被害者等をはじめとする証人の負担の観点も踏まえて、事案ごとに柔軟に手続の在り方を定めているところであって、そのような実務の手法で十分対応できている

などの意見が示された。

9 法制上の措置の要否に関する検討のまとめ

(1) 対象事件の範囲等

対象事件の範囲等については、性犯罪に係る事案を一律に除外すべきである等の意見のほか、被告人の請求する否認事案を対象に加えるべきとの意見などについて幅広く検討を行ったが、いずれの点についても、現行法の対象事件の範囲を改めるべきではないとの意見が大勢を占めた。

他方、公判審理の期間が極めて長期間に及ぶ事案につき、裁判員の負担が過重なものとなる事態を避ける等の観点から、例外的に裁判官のみによる裁判を

実施することができることとする制度については、これを導入すべきであるとの意見が大勢を占めた。

(2) 裁判員等選任手続

甚大な災害発生等の非常事態時における候補者の呼出しの在り方に関連し、甚大な災害等によって、一定範囲の候補者が辞退の申出をした場合には辞退が許可されるであろうことがおよそ明らかであるものの、他方で、辞退の申出自体が著しく困難である場合、裁判所において、例外的に、そのような候補者に対して呼出状を送付しないという取扱いを可能にする根拠規定を設けるとともに、非常事態にあるがために出頭が困難であるといった内容の辞退事由を独立した新しい辞退事由の類型として規定するという法制上の措置をとるべきであるとの意見が大勢を占めた。

(3) 公判・公判前整理手続

公判・公判前整理手続に関連して、裁判長が公判廷において冒頭手続後及び被告人の最終陳述後に刑事裁判の原則を説明することを義務付ける法改正をすべきではないかという意見や、少年の被告人の裁判員裁判では、弁護人の請求により公開を停止したり、被告人の一時退廷を認めることとする規定を刑事訴訟法及び裁判員法に設け、また、いわゆる科学主義の理念を刑事訴訟法及び裁判員法に明記すべきとの意見もあったが、消極意見が多く見られ、法制上の措置を行う必要はないとの意見が大勢を占めた。

(4) 評議、評決

評決要件の在り方について、有罪判決などの被告人に不利な判断をするための評決要件として、裁判員の過半数及び裁判官の過半数を求めるべきとの意見や、裁判員法のみならず裁判所法を改正して、裁判員裁判か否かを問わず、死刑の言渡しのためには、全員一致の評決を必要とすべきであるとの意見があったが、消極意見が多く見られ、法制上の措置を行うべきではないとの意見が大勢を占めた。

(5) 被害者等に対する配慮のための措置

選任手続における被害者等のプライバシー等の保護を通じたその負担への配

慮の在り方に関連し、選任手続における被害者等に対する配慮義務を定めるような規定を新設することが望ましいとの意見が少なからず示され、これに反対する意見は見られなかった。

(6) 上訴

死刑を言い渡された被告人が上訴を申し立てない場合にも、法律上自動的に上訴審の審査を受ける仕組みについて検討を行うべきとの意見が示されたが、消極意見が大勢を占めた。

(7) 裁判員等の義務・負担に関わる措置等

裁判所において、裁判員に対し、裁判員同士が希望した場合には互いに連絡先を交換することができること等について説明を行うことを義務付ける規定を裁判員法及び裁判員規則に設けるべきであるとの意見が示されたが、その必要はないとの消極意見が多く示された。

また、裁判員又は補充裁判員であった者に対する守秘義務に関し、評議の秘密のうち「裁判官又は裁判員の意見」につき当該意見を述べた者の特定に結びつく形で漏らす行為に限り罰則の対象とすることとするなど、罰則の対象となる行為の見直しをすべきであるとの意見が述べられたが、現行法が定める守秘義務の罰則の対象範囲を変更すべきではないとの消極意見が多く示された。

第5 終わりに

当検討会では、以上のように様々な観点から裁判員裁判の実施状況について検討を行ってきたが、我が国において裁判員制度が導入されたことは肯定的に受け止められるべきことであり、これまでの運用状況を見ても、おおむね順調に推移してきていると評価できる。このことは、裁判員候補者が、約〇〇パーセントという高い割合で裁判所での裁判員等選任手続に出席し、裁判員経験者のうち、裁判員として裁判に参加したことについて良い経験をしたと感じている者の割合が約〇〇パーセントに達していること（平成25年〇月末現在【P】）などにも、端的に現れているというべきであろう。

本検討会としては、以上のような議論等をもって裁判員制度に関する検討を終えることとし、その検討の過程で現れた法制上の問題については、法務省におい

て適切な措置が講じられ、また、運用に関する様々な問題については、裁判員裁判の実施に関わる法曹三者等において、今後も一層の努力ないし留意が重ねられ、裁判員制度がより良く運用され、ひいては、裁判員制度が、将来にわたり一層定着していくことを期待するものである。

以 上

(資料1)

裁判員制度に関する検討会 委員名簿

(平成25年〇月〇日現在)

- ◎ いのうえ 井上 まさひと 正仁 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- おおくぼ 大久保 えみこ 恵美子 公益社団法人被害者支援都民センター理事
- きくち 菊池 ひろし 浩 最高検察庁検事
- ごうだ 合田 よしみつ 悦三 東京地方裁判所部総括判事
- さかまき 酒巻 ただし 匡 京都大学大学院法学研究科教授
- ざんま 残間 りえこ 里江子 プロデューサー・株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ代表取締役会長
- しのみや 四宮 さとる 啓 國學院大學法科大学院教授・弁護士
- しまね 島根 さとる 悟 警察庁刑事局刑事企画課長
- つちや 土屋 よしあき 美明 一般社団法人共同通信社 編集委員兼客員論説委員
- まえだ 前田 ゆうじ 裕司 弁護士
- やまね 山根 かおり 香織 主婦連合会会長

◎印～座長

(敬称略, 五十音順)

(資料2)

裁判員制度に関する検討会の開催状況

第1回 平成21年9月9日

- 座長の選出
井上正仁委員が座長に選出された。
- 会議の運営について
議事の公開に関し,原則として議事録を公表することなどが確認された。
- 検討会の開催趣旨等の説明
検討会の開催趣旨等の説明がなされ,質疑応答がなされた。

第2回 平成22年2月23日

- 裁判員制度の実施状況について
裁判員制度の実施状況について報告がなされ,意見交換がなされた。
- 法曹三者の裁判員制度への対応の現状
法曹三者から,裁判員制度への取組状況についての報告があり,質疑応答がなされた。

第3回 平成22年6月15日

- 裁判員制度の実施状況等について
裁判員制度の実施状況等について報告がなされ,意見交換がなされた。

第4回 平成22年11月16日

- 裁判員制度の実施状況等について
裁判員制度の実施状況等について報告がなされ,意見交換がなされた。
- 施行後1年を踏まえた法曹三者の裁判員制度への取組の現状
法曹三者から,裁判員制度への取組状況についての報告があり,質疑応答がなされた。
- 裁判員裁判の傍聴を踏まえての意見交換
各委員の裁判員裁判の傍聴を踏まえて,意見交換がなされた。

第5回 平成23年3月1日

- 裁判員制度の実施状況等について
裁判員制度の実施状況等について報告がなされ,意見交換がなされた。
- 今後の検討会の検討議題,検討方法等について

今後の検討会の検討議題，検討方法等について，意見交換がなされた。

第6回 平成23年6月8日

- 裁判員制度の実施状況等について
裁判員制度の実施状況等について報告がなされ，意見交換がなされた。
- 意見交換
土屋美明委員から「裁判員裁判に関わる報道の現状について」，室城信之委員から「裁判員に分かりやすい立証等に向けた警察の取組について」それぞれ報告があり，意見交換がなされた。

第7回 平成23年9月27日

- 裁判員制度の実施状況等について
裁判員制度の実施状況等について報告がなされ，意見交換がなされた。
- 鑑定医のヒアリング
法医及び精神科医から，裁判員裁判に証人出廷した経験談や鑑定内容を裁判員に分かりやすく説明する取組状況等につきそれぞれ説明があり，意見交換がなされた。
- 通訳人のヒアリング
中国語，韓国語及びペルシャ語の各通訳人から，裁判員裁判で法廷通訳をした経験談等につきそれぞれ説明があり，意見交換がなされた。

第8回 平成23年12月13日

- 裁判員制度の実施状況等について
裁判員制度の実施状況等について報告がなされ，意見交換がなされた。
- 被害者団体等からのヒアリング
全国交通事故遺族の会，全国犯罪被害者の会（あすの会），性暴力禁止法をつくろうネットワーク及び少年犯罪被害当事者の会の各団体役員及び裁判員裁判を経験した被害者遺族等から，裁判員制度に関する意見や裁判員裁判に被害者参加人として出廷した経験談等につきそれぞれ説明があり，意見交換がなされた。

第9回 平成24年3月14日

- 裁判員制度の実施状況等について
裁判員制度の実施状況等について報告がなされ，意見交換がなされた。
- 論点整理のための検討
論点整理のための検討として，「審理・公判前整理手続等」及び「評議

等」の各テーマにつき、意見交換がなされた。

第10回 平成24年6月1日

- 施行後3年間の裁判員制度の実施状況等について
法曹三者から、施行後3年間の実施状況について報告がなされ、質疑応答がなされた。
- 論点整理のための検討
論点整理のための検討として、「裁判員等選任手続」のテーマにつき、意見交換がなされた。

第11回 平成24年7月13日

- 論点整理のための検討
論点整理のための検討として、「裁判員等選任手続」及び「対象事件等」の各テーマにつき、意見交換がなされた。

第12回 平成24年9月14日

- 論点整理のための検討
論点整理のための検討として、「裁判員裁判に関わるその他の手続（上訴審）」及び「裁判員の義務・負担に関わる措置等」の各テーマにつき、意見交換がなされた。

第13回 平成24年10月9日

- 論点整理
これまでの意見交換を踏まえ、論点整理を行った。
- 論点についての議論
論点についての議論として、「対象事件の範囲等」のテーマにつき、意見交換がなされた。

第14回 平成24年11月6日

- 論点についての議論
論点についての議論として、「裁判員等選任手続」及び「公判・公判前整理手続」の各テーマにつき、意見交換がなされた。

第15回 平成24年12月4日

- 論点についての議論
論点についての議論として、「評議、評決」、「被害者等に対する配慮のための措置」及び「上訴」の各テーマにつき、意見交換がなされた。

第16回 平成25年2月1日

- 論点についての議論
論点についての議論として、「裁判員等の義務・負担に関わる措置等」及び「その他」の各テーマにつき、意見交換がなされた。
- 審理が極めて長期間に及ぶ事案について
審理が極めて長期間に及ぶ事案について、意見交換がなされた。

第17回 平成25年3月15日【P】

(資料3)

法曹三者の委員による裁判員裁判のための取組等に関する説明について

1 施行直後の時点における取組等について (第2回会合)

- (1) 角田正紀委員(当時東京地方裁判所部総括判事)から、制度施行前の5年間の準備期間中の模擬裁判等の取組、裁判員裁判の公判審理及び選任手続の運用状況について、説明がなされた。

(説明の概要)

- 裁判所では、制度施行に先立ち、全国で、検察庁及び弁護士会と連携して、約560回の模擬裁判を行うなどし、国民が裁判に参加する上で相応しい手続の在り方について検討を重ねてきた。
- 平成21年8月、東京地裁で全国初の裁判員裁判が行われた。裁判員裁判の法廷は、従来の様子から激変したものとなっている。裁判員経験者のアンケート結果によれば、多くの経験者が分かりやすかったという感想を述べている。
- 現在、自白事件の審理等しか行われていないが、今後増加する困難な事案に対応するため、公判前整理手続において、主張立証の内容等につき、検察官及び弁護人と十分協議していく必要がある。また、遺体の写真など、裁判員に精神的負担をかける証拠の取調べ方法につき、適切な運用を図る必要がある。さらに、性犯罪の事案では、被害者のプライバシーへの配慮の観点から、調書の一部を朗読せず、裁判官及び裁判員が黙読するという工夫がされた事例があり、今後も工夫を重ねていく必要がある。
- 最高裁では、裁判員裁判における量刑評議や、当事者が主張立証を検討するのに備えて、「裁判員量刑検索システム」を設けている。同システムは、類似ないし同種の事案の量刑傾向を把握して、量刑の評議や当事者の主張の際に参考にするためのものである。
- 判決書については、試行錯誤の段階にあるが、自白事件について、従前のように量刑事情を網羅的に挙げるパターンでは、裁判員裁判の評議を反映するものとして無理があることから、重要な量刑事情について当事者に主張立証をしてもらい、それについての評議を経て、判決書を作成すべきであると考えている。
- 選任手続について、東京地裁では、午前9時ころに呼出しをし、出頭した候補者にオリエンテーションをした上、当日質問票を用いて所要の質問を行うなどして、辞退事由等の判断をすることとしている。質問の方法としては、全体質問(出頭した候補者全員に対して、裁判長が質問を行う方法)を実施し、その後必要に応じて候補者ごとの個別質問を行っている。大方の事例では、午前11時ないし午前11時30分ころに選任手続が終わり、宣誓が行われている状況である。
- 辞退事由がある候補者については、前倒しで辞退を認め、あるいは呼出しを取り消すようにしているところ、選任手続に出席すべき候補者のうち約85パーセントの方々が出席している。他方、候補者の選定数が多過ぎるのではないかとの問題意識もあり、適切な選定数がどのようなものか、検討している。辞退については、裁判員に選任されることは国民の義務であるが、余り負担をかけるとうま

くいかない面があるので、バランスに留意しながら、個別の判断をするよう心がけている。

- 選任手続での候補者への事案の概要の説明は、特に被害者のプライバシーに配慮して、当該事件との関係の有無等の判別に支障が出ないように留意しつつ、なるべく抽象化して行っている。事件ごとに相当吟味しながらこのような工夫を行っており、特に性犯罪等では、かなりエネルギーを使っている。
- 裁判員制度は、比較的順調なスタートを切ったが、複雑困難な事案の審理が本格的に始まるので、円滑な運用に向けて、検察庁及び弁護士会と連携して対応していきたい。

(2) 稲葉一生委員（当時最高検察庁裁判員公判部検事）から、公判手続の大まかな流れについて説明がなされた上、裁判員裁判における検察の立証の在り方等が紹介された。

（説明の概要）

- 裁判員制度の下においても、検察官が犯罪事実等の証明責任を負っていることは変わらず、裁判官のみが裁判を行うことを前提とした公判活動ではなく、一般国民から選ばれた裁判員が、裁判官と共に同等の権限に基づいて、判決内容の決定に関わることを踏まえ、配慮する必要があると考えている。
- まず、検察官の立証は、裁判員に分かりやすい立証であることが必要である。また、裁判員の拘束時間は合理的な範囲でできるだけ短くして、負担に配慮する観点から、迅速に立証を行う必要がある。
- ただし、裁判員が、証拠が少なくことによって不安を感じることなく、安心して評議に参加してもらうために、事案に応じて、被告人の家庭環境、被害者等事件関係者の生活状況等についても、適切に証明する必要がある。裁判員に適正な心証を形成していただく観点から、検察官の立証は、要点を漏らさない的確な立証である必要がある。最高検察庁は、このような考え方を「裁判員裁判における検察の基本方針」として公表した。
- 冒頭陳述・論告は、従前、長文の書面を法廷で朗読する方法であったが、裁判員裁判では、検察官が冒頭陳述や論告のポイントを用紙1、2枚程度のメモとして配布し、参照してもらいながら、行っている。併せて、ボードを利用したり、プレゼンテーションソフトで法廷のモニターに適宜映すなどしている。
- 証拠書類については、従前は、事案の全容を詳細に立証するため、内容が重複するものがあったとしても、多くの書証を請求していた。また、裁判官が事後読むことを前提とし、法廷では内容の要旨を告げるにとどめるなどしていた。裁判員裁判では、裁判員が多数の書類を法廷外で読むことは想定できないことから、法廷で、目で見、耳で聞いて心証を形成することができる証拠調べをしなければいけない。そこで、請求証拠を厳選し、証拠の内容を分かりやすく簡潔なものにし、証拠の取調べについては、モニターを使うなどしながら説明している。
- 遺体の写真等については、必要な限り取調べを請求しているが、裁判員の負担を考慮し、証拠調べの際、前もって告げた上でお見せしている。また、性犯罪の事案に関する証拠調べについても、被害者等の意向等をお聴きしながら、必要な工夫を行っている。

- 証人尋問は、従前、時間をかけて詳細に尋問を行うことを重視していたが、裁判員裁判では、法廷で心証を形成していただくため、焦点を絞った効果的な尋問を行う必要がある。
- 今後、否認事件の裁判員裁判において、検察官が的確な立証を行い、裁判員が適正な心証を形成していただけるかが重要な課題であり、適切に対応していきたい。

(3) 前田裕司委員（弁護士）から、日弁連における裁判員制度のための取組について、説明がなされた。

（説明の概要）

- 裁判員法成立直後、日弁連では、「裁判員制度実施本部」を立ち上げ、また、各地の弁護士会が裁判所及び検察庁と協議を重ねてきた。
- 法廷弁護技術の向上に向けた取組として、裁判員裁判では、法廷でのプレゼンテーションの能力や優れた尋問技術が必要となることから、日弁連において法廷弁護技術の研修を行うなどした上、全国各地で研修を行った。
- 被告人の言い分を裁判員に適切に判断してもらうには、法廷での弁護技術のみならず、分かりやすく、明確な方針を持って弁護活動をする必要がある。従来のように被告人に有利な事情を数多く挙げることは通用せず、ポイントを絞り、なぜ被告人に有利な事情なのかを説得的に説明する必要がある。日弁連では、模擬裁判の結果等を基に、裁判員裁判の弁護活動の在り方を検討し、研修等を実施した。
- 公判前整理手続、特に証拠開示は、裁判員裁判の公判の充実の観点から、非常に重要な意味を持つため、日弁連では、公判前整理手続の運用の在り方を検討しており、研修を実施してきた。
- 被疑者国選を含め、裁判員裁判を担う弁護人の確保のために、各弁護士会で態勢の名簿を整理し、その一環として、日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士の確保に努めてきた。
- 裁判員制度施行後、日弁連は「裁判員制度実施本部」を解消し、実際に裁判員裁判を担当している弁護士を委員とする「裁判員本部」を作った。「裁判員本部」では、法廷弁護技術や弁護戦略の研修を実施している。全国8つの地域ブロックごとの実演参加型の研修、衛星放送によるサテライト研修等を行っている。各地の弁護士会でも、同様の研修を実施している。
- 日弁連は裁判員裁判に関する情報の集約・分析をしているが、裁判員裁判を経験した弁護士を中心とした交流会を実施し、その成果を会員に提供しているほか、随時会員に運用状況や研修会の開催情報等の周知及び各種情報の共有を図っている。
- 各弁護士会は、裁判員裁判を担う弁護士の確保に苦勞しているが、裁判員裁判を担う弁護人の約7割から7割5分が国選弁護人であり、引き続き態勢の在り方を検討している。
- 裁判員制度は、比較的順調に滑り出したと評価している。今後、事実関係に深刻な対立のある事件、死刑が求刑されるような重大事件が増えてくることから、これからは正念場であると認識している。
- 課題は、弁護活動の更なる充実強化である。裁判員経験者のアンケートによれ

ば、検察官の公判活動の方が分かりやすいという数値が出ており、これを真摯に受け止め、弁護活動の在り方についての研修を行う必要がある。裁判員制度については、今後日弁連でも、制度や運用の見直しの可否等を議論していきたい。

2 施行後1年経過を踏まえた取組の現状について（第4回会合）

- (1) 角田委員から、制度施行後1年経過を踏まえ、裁判員裁判事件の処理状況、裁判員経験者のアンケートの結果、公判前整理手続の遅延傾向とその対策等について、説明がなされた。

（説明の概要）

- 裁判員裁判は、離陸の時期から安定的な飛行を目指す時期に入っており、東京地裁では、平成22年11月1日までの間の新受件数が248件、既済件数が133件（既済率約53.6パーセント）となっている。平成22年に入ってから既済率が着実に上昇しており、公判が次第に順調に実施されている。
- 裁判員経験者のアンケートの結果、「非常によい経験だった」「よい経験だった」と積極的な評価をしている割合が約97パーセントに達しており、判決宣告後の記者会見でも、肯定的な感想が多く聞かれる。候補者の出席率は優に80パーセントを超え、裁判員制度はおおむね順調なスタートを切ったといえる。
- 公判前整理手続の進行が遅れており、裁判所の進行管理の甘さ、検察官及び弁護人の必要以上の慎重さなどを改善する必要がある。東京地裁では、検察庁及び弁護士会と協力しながら、追起訴等がない標準的な自白事件を中心に、証明予定事実記載書面等各種書面の早期提出など、公判前整理手続の運用改善に努めた。東京地裁では、検察庁及び弁護士会との連携に意を用いており、法テラスを含め、継続的に協議を行っている。
- 今後、間接事実積み上げ型の否認事案（直接証拠がなく、複数の間接事実を積み重ねる立証が行われる否認事件）で審理計画の策定に工夫を要するものや、死刑求刑が予想される事案についての審理が見込まれるところ、裁判員の分かりやすさやその負担感の軽減といった課題について検討を深める必要がある。引き続き、個別事案の対応の実績を通じて運用の在り方を検討し、制度の定着につなげていきたい。

- (2) 白木功委員（当時最高検察庁裁判員公判部検事）から、裁判員裁判実施に適切に対応するための検察の態勢や、公判における検察の活動の工夫、被害者等及び裁判員に対する配慮のための運用について説明がなされた。

（説明の概要）

- 裁判員裁判はおおむね順調に実施されており、裁判員が主体的に審理に参加し、その感覚が裁判に適切に反映されていると受け止めている。裁判員の真摯かつ誠実な取組に深く敬意を表したい。
- 最高検察庁には、裁判員法成立直後、裁判員制度等実施準備委員会が、平成20年には裁判員公判部がそれぞれ設けられ、全国の地方検察庁に必要な助言、指導等を行うなど、組織的に裁判員制度の円滑かつ適正な運用を図る態勢を整備し

た。また、平成21年2月には、「裁判員裁判における検察の基本方針」を策定し、すべての検察官に周知するなどした。

- 検察は、分かりやすく迅速で、重要な点を漏らさない的確な主張立証を行うよう努めている。捜査段階では、事案の核心と全体像の解明に努め、簡にして要を得た供述調書の作成や、簡潔で抄本化に適した実況見分調書や鑑定書等の作成を心がけている。
- 公判前整理手続では、証明予定事実記載書面を早期に作成・提出するほか、検察官請求証拠を速やかに開示し、弁護人の開示請求が法律上の要件を満たすか若干疑問なしとしない場合でも、開示による弊害がなく、迅速化に資する場合には、任意に証拠を開示している。
- 証拠書類については、厳選に努めており、複数の捜査報告書について、必要な部分を統合した捜査報告書を提出するなどの工夫を行っている。鑑定人の証人尋問の際には、専門用語の解説資料を配布し、プレゼンテーション方式（まず証人が鑑定の経過と結果をまとめて説明した後、検察官や弁護人が質問を行うという尋問方法）を試行している。
- 特に性犯罪の被害者には、裁判員裁判で名誉やプライバシー等が守られるか不安を抱いている方が多いことから、検察では、捜査段階において被害状況を聴取する際に、被害者の不安の有無、内容を確認し、裁判員裁判において採り得る方策を十分説明し、不安の解消に努めている。
- 選任手続では、候補者の中に被害者の関係者がいる場合には、被害者の希望も踏まえつつ、法律上許される範囲内で不選任請求権を行使している。例えば、あらかじめ候補者の中に知人等と同姓同名の者がいるかを被害者に確認してもらい、知人等の可能性がある者がいる場合、被害者から必要な情報を提供してもらい、当該候補者が被害者の知人等であることが判明したときのほか、候補者が一方的に被害者を知っている場合にも備え、被害者と同一地域に居住する者、同一の職場に勤務する者などについても、不選任請求権を行使している。
- 裁判員の負担軽減の見地から、遺体の写真等については、取調べの必要性の有無、程度や裁判員の負担等を考慮し、証拠調べの要否等を慎重に検討して証拠調べ請求をしている。証拠調べに当たっては、白黒の写真を取り調べたり、裁判員が内容を目にする前に注意喚起を行うなどしている。

(3) 前田委員から、裁判員裁判に関する日弁連の取組、日弁連において開始された裁判員裁判に関する検討の状況について説明がなされた。

(説明の概要)

- 裁判員制度は、比較的順調に審理が進められている。法曹三者の協力もあるが、裁判員及び候補者の真摯な取組が最大の要因であろう。被告人の権利を踏まえ、市民の感覚、常識をもった的確な判断を導く制度の目的が生かされている。
- 裁判員経験者のアンケートの結果、法廷での説明の分かりやすさに関連し、検察官については、約77パーセントの方が分かりやすかったと回答しているのに対し、弁護人については、約47パーセントの方が分かりやすかったと回答しているにとどまっている。被告人自身の主張が理解や共感を得にくかったり、弁護人個人の力量による面があるが、研修を行っていく必要がある。
- 日弁連の研修としては、裁判員本部の講師が各地で研修を行う方式（キャラバ

ン方式) とサテライト研修がある。前者は、主として法廷弁護技術の実践的な研修を行う方法であり、後者は、弁護戦略に関する研修や専門的な周辺領域の研修等を行う方法である。裁判員裁判を経験した弁護人が経験や成果を述べ、弁護方針の確立に役立たせる経験交流も実施している。また、死刑求刑事件での弁護活動につき、特別のプロジェクトチームを作り、組織的に対応することとしている。

- 日弁連では3年経過後の検証に向け、現在、小委員会を設けて論点ごとに検討している。裁判員の守秘義務については、罰則で禁止される内容を限定すべきではないかという議論をしている。また、評決の要件について、単なる過半数より重い要件を定めてはどうかという議論がある。証拠開示については、検察官手持ち証拠のリストの交付を前提として、全面開示につながる制度改革をすべきであるという議論がある。

3 施行後3年間の裁判員制度の実施状況等について (第10回会合)

- (1) 合田悦三委員(東京地方裁判所部総括判事)から、最高裁判所の公表に係る資料に基づき、制度施行後3年間の裁判員制度の実施状況について、説明がなされた。

(説明の概要)

- 平成24年3月末時点において、裁判員裁判対象事件の受理件数は約5133件(人員ベース)であり、強盗致傷、殺人、現住建造物等放火等の割合が特に高い。終局件数は3685件であり、有罪判決を受けた人員が3584名、無罪判決を受けた人員が17名となっている。
- 平成24年3月末までに選定された候補者は31万4647名であり、そのうち17万9238名(約57パーセント)につき辞退が認められた。そのうち90パーセントを超える候補者については、選任手続期日に先立って辞退を認める判断がなされており、選任手続に出席した候補者は、出席すべき候補者の約79パーセントに上っている。選任された裁判員は2万817名、補充裁判員は7257名である。
- 公判前整理手続の平均期間は5.7月、公判審理の平均期間は8.5月となっているなど、必ずしも短縮されておらず、動向を注視していきたい。
- 制度施行から平成24年3月末までの裁判員裁判による無罪判決の割合は約0.5パーセントであり、平成18年から平成20年までの裁判官のみの裁判による無罪判決の割合は約0.6パーセントである。覚せい剤取締法違反の罪については、裁判員裁判における無罪の割合が約2.1パーセントとなっている。
- 裁判員裁判の量刑と裁判官のみの裁判の量刑とを比較すると、殺人未遂、傷害致死、強姦致傷及び強盗致傷については、裁判員裁判の方がやや重い量刑判断がなされている傾向がある。他方、強盗致傷、現住建造物等放火については、裁判員裁判では、裁判官のみによる裁判と比較して、執行猶予の判決の割合が高い。
- 裁判官のみによる裁判で刑の執行猶予が言い渡された場合に保護観察が付された割合は約30.6パーセントであるのに対し、裁判員裁判では、約55パーセントとなっており、その割合が高くなっている。
- 控訴審で第一審の判決が破棄される割合は、平成18年から平成20年までの間の裁判官のみによる裁判では、約17.6パーセントであったのに対し、制度

施行後平成24年3月末までの裁判員裁判では、約6.7パーセントと低い。

- 裁判員経験者のアンケートで、審理の内容が分かりやすかったとの回答の割合が低下している。裁判員裁判を運営している立場からは、例えば、冒頭陳述が詳細になっている上、供述調書等書面に依存した審理になっているのではないかと感じている。事実認定や量刑のポイントを的確に把握し、公判中心主義という原則に立ち返った審理を実現する必要があると考えている。

(2) 菊池浩委員（最高検察庁裁判員公判部検事）から、検察の現場における裁判員裁判の取組について、説明がなされた。

（説明の概要）

- 制度施行以来平成24年4月末までの間、5305件の裁判員裁判対象事件を起訴した。裁判員は真摯かつ誠実に職務に取り組み、健全な感覚が裁判結果に反映されている。
- 検察は、「裁判員裁判における検察の基本方針」に基づき、分かりやすく、迅速で、的確な主張立証を行うため、事案の核心と全体像を解明し、公判における主張・立証を見据えた捜査を行っており、公判での争点を想定し、簡にして要を得た、分かりやすい供述調書を作成するなど、証拠書類の作成に意を用いている。公判前整理手続の長期化が指摘されているが、証明予定事実記載書面の早期提出に努め、検察官請求証拠を起訴後速やかに開示し、弁護人の類型証拠開示請求が十分予想され、当然開示することになる一定の証拠は、弁護人の請求を待たず、請求証拠の開示と同時に任意に開示するよう心掛けている。
- 公判では、連日的開廷の下、裁判員が適切に心証を形成することができるよう、分かりやすく、迅速で、的確な主張立証を行うため、冒頭陳述や論告、書証の取調べ、証人尋問の実施に当たって種々の工夫を行っている。
- 裁判員経験者のアンケートでは、「法廷での説明が分かりやすかった」との回答が減少しており、原因として、取調べ証拠の増加が指摘されることがある。検察としては、証拠の厳選を行っているが、証拠の絞込みが手続の適正確保及び真相解明という刑事裁判の目的を損ってはならず、証拠の量が足りなくて、分かりにくかったとの裁判員経験者の意見があること、当検討会での犯罪被害者関係団体のヒアリングにおいて、「証拠を厳選し過ぎて、真相解明がおろそかになり、不満が残ることもある」との指摘があったことにも留意する必要がある。
- 自白事件でも、検察官の立証が分かりやすかったとする裁判員経験者の回答が減少しているが、検察では、事案の核心と全体像を把握した上で適切な証拠を選択し、分かりやすく、要点を漏らさない立証に努めている。自白事件でも、供述調書の朗読ではなく、証人尋問を実施すべきとの指摘があるが、時間経過による記憶の減退や証人の特性等により、証人尋問を行えば分かりやすい立証になるとは言えない上、被害者等に証人出廷の負担がかかる。事案の内容や、証人の特性、負担等を考慮し、被害者等が証人出廷に応じている事案等では、証人尋問の実施を検討すべきだが、被害者が出廷を望まない性犯罪等の場合には十分な配慮が必要である。
- 検察は、例えば、性犯罪の被害者が、知人等が裁判員に選任されないことを希望している場合、選任手続に先立って、裁判所から開示を受けた候補者名簿を被害者に示し、知人等の関係者と同名の者が含まれていないかを確認するなどし、

選任手続期日での質問の結果、関係者であると判明した候補者については、不選任請求権を行使している。今後も被害者のプライバシー、名誉等の保護のために一層配慮しなければならないと考えている。

- (3) 前田委員から、裁判員制度の施行から3年経過を踏まえた実施状況の評価等のほか、平成24年3月に日弁連が取りまとめた裁判員制度に関する改革提案（以下「改革提案」という。）の概要について、説明がなされた。

（説明の概要）

- 裁判員や候補者の多くは積極的かつ熱心であり、裁判員経験者のアンケートでは、ほぼ全ての人がよい経験をしたと回答しており、制度は着実に定着しつつある。
- 裁判員制度の導入により法廷の状況が公判中心に変わり、傍聴席で見聞きするだけで、何が審理されているかが分かるようになった。また、裁判員裁判による無罪判決を見ると、無罪推定の原則が忠実に反映されている。立証責任が検察官にあること、合理的な疑問を容れない程度の証明が必要であることなど刑事裁判のルールが浸透している。さらに、裁判員裁判により、供述調書に依拠しない裁判が実現するなど、改革が一定程度進んだ。
- 日弁連では、改革提案において、対象事件の拡大、つまり、公訴事実等に争いがあり、かつ、被告人が請求した場合には、その事件を裁判員裁判の対象にすべきであるという提案をしている。裁判員制度は評価できる制度であり、更に多くの事案で市民参加を実現すべきところ、まずは少しずつ拡大するのが良いと考えられるため、当面は有罪無罪の判断に最も重大な影響を受ける被告人が求めた事件とすべきである。
- 公判前整理手続の導入により、証拠開示に関する被告人側の権利が明記され、格段に証拠開示が広がったが、証拠開示の更なる拡充が必要である。検察官が、証拠標目一覧表（証拠リスト）を開示し、弁護人が開示を求める証拠については原則開示とすべきである。
- 裁判員の守秘義務規定について、罰則の対象を限定する必要がある。「評議の秘密」等が一律に罰則の対象とされるのは広過ぎる。「多少の数」及び「評議の経過」を漏らす行為をその対象とする必要はない。「裁判官又は裁判員の意見」については、意見を述べた者の特定に結び付くおそれが乏しい形で漏らした場合には、対象から除外すべきである。「事実の認定又は量刑の当否」を述べる行為は、裁判員の任務終了から10年経過後は、刑罰の対象から外すべきである。
- 裁判員制度の実施状況を高く評価しており、更なる定着を期待しているが、課題については、時期を失することなく改革を行うべきである。

4 最高裁判所「裁判員裁判実施状況の検証報告書」の概要について（第16回 会合）

合田委員から、最高裁判所が平成24年12月に公表した「裁判員裁判実施状況の検証報告書」の概要について、説明がなされた。

(説明の概要)

- 同報告書は、最高裁判所事務総局において、裁判員法附則第9条の趣旨を考慮して、裁判員裁判の運営に当たってきた裁判所の立場から実施状況を実証的に検証する目的で作成されたものである。
- 裁判員制度については、選任手続における候補者の出席率、裁判員経験者の感想等から明らかなように、国民の方々の高い意識に支えられて、3年間比較的順調に運営されてきたと評価されている。
- しかし、法曹の側には、様々な面で裁判運営の技術的向上を図ることが必要であるとして、代表的なものとして、公判前整理手続については、長期化の傾向があることに鑑み、関係者の相互理解のもとに健全な運用を重ね、短縮化の努力を続けていくことが必要であるとされ、また、公判審理については、裁判員経験者のアンケートの結果、審理の分かりやすさについての評価が年々低下していることや、書証や人証の取調べについての感想に鑑み、自白事件においても、主要な事実については証人尋問を行うことが一般的なものとして定着していくことが必要である、また、否認事件については、今後の運用を通じて望ましい審理方式を検討していく必要があるとまとめられている。
- 裁判員の構成（年代、職業、性別）を見ると、全体としては、国勢調査の結果と大きく変わらない構成となっており、おおむねバランスがとれている。
- 量刑については、裁判官による裁判と極端に異なっているわけではないものの、罪名によっては若干重くなったものがあり、一方、執行猶予が付される件数が増えているなど、言い渡される刑の幅が広がっている。また、裁判員裁判対象事件の保釈については、自白否認の別を問わず、保釈が許可される割合が上昇している。

(資料4)

裁判員裁判の法廷傍聴について

第3回会合から第4回会合までの間に、委員において裁判員裁判の法廷傍聴を行い、第4回会合において、その感想が述べられた。

1 殺人未遂（自白）ほか1件の裁判員裁判を傍聴した委員の感想

- 地方の裁判所で傍聴した。裁判官は目配りが行き届いていて、休憩時間を適宜適切に取っていたため、集中して傍聴できた。検察官や弁護人への注意や質問も、市民感覚に大変通じていた。検察官は、資料やビデオ機器等を最大限利用し、分かりやすく主張立証しており、数人で役割分担をしていたので、めり張りが効いていた。弁護人はおかしな主張を延々と続け、裁判員が困惑している様子だった。機器や資料の工夫、弁護人相互の連携が課題であると感じた。裁判員は、時間の経過とともに、メモを取ったり質問する人が増え、真剣な姿勢と緊張感が伝わってきた。
- 刑事裁判では被告人が主役という印象が強く、裁判官や裁判員が被告人を応援している印象ばかりを感じた。裁判員経験者のアンケートでも、被告人に更生してほしいという同情的内容が多い反面、被害者への配慮の言葉がとても少ない。
- 傍聴した公判では、家族関係、生活の状況の詳細について説明がなされた。ここまで被害者などの事件関係者のプライバシーがさらされると、生活に支障が出ないのか、特に地方の場合は、そこに住み続けることができなくなるのではないかと思った。
- 家庭内トラブルの延長のような事件であっても、裁判員裁判が実施され、多額の税金が使われるということに少し疑問を感じた。一方、身近な問題だからこそ、裁判員裁判を通じて多くの人を知ること、次の事件を防ぐ意義があるかもしれないと感じた。
- 被害者の立場からは、例えば、死刑求刑であって無期が出たとしても、職業裁判官の判決であれば、裁判官が国家機関として出した判決だからと自分に言い聞かせて、致し方がないという心情にもなれる。一方、市民の視点を入れた結果が無期だったとなると、周囲の人の理解も得られなかったと感じ、深く傷つく結果にもつながる。やはり被害者へのケアが必要なのではないか。

2 傷害致死（自白）の裁判員裁判を傍聴した委員の感想

- 事案としては比較的単純な、被害者が1名の傷害致死事件を傍聴した。審理予定は3日間だった。
- 弁護人と検察官は、裁判員に分かりやすい公判審理のために、一生懸命準備をされ、努力がうかがわれた。弁護人も、量刑事実について丁寧に立証して、説得的な弁論をしていたし、特に、検察官の準備の徹底と精密さには、単純な事件でもこれだけやると、複雑困難な事件では一層大変なことになるのではと思った。

- 検察官の主張立証は、想定される弁護人の言い分への反論も全部織り込んだものであったが、徹底して準備し、相手の言い分を全部織り込んだプレゼンテーションをすると、裁判員に分かりにくくならないかという印象を持った。

3 強盗致死等（争いあり）ほか1件の裁判員裁判を傍聴した委員の感想

- 実際に傍聴して、この制度は今のところ非常にうまくいっており、大変有意義であると思った。ただし、慣れてきたときにどうなるかが少し懸念される。
- 現在、You Tubeやツイッター等の進展が目覚ましく、そういう世界で起きていることを、法曹関係者は余り理解していないような気がした。裁判員が参加して、市民感覚が入るほど、大きな課題になるのではないかと思った。
- 裁判員は、総じて非常にまじめで、評議も大変丁寧に行われていたように感じた。裁判員の質問も的確だった。勇気を持って質問をしているように感じられ、素晴らしかった。裁判員は、裁判の過程を通じて、すごく大きく成長していったのではないかと思った。

4 殺人（争いあり）の裁判員裁判を傍聴した委員の感想

- 責任能力が争われており、複雑な内容の事案だったが、検察官と弁護人の法廷活動は大変素晴らしかった。恐らく相当訓練を重ねたものだったように思えた。
- 検察官及び弁護人の精神科医の尋問は大変分かりやすかった。裁判員の姿勢が非常に真摯で、法廷活動が分かりやすくなされることで、事件の核心を把握し、法廷での態度や質問に反映しているように思われた。複雑困難な事件でも、裁判員裁判は大丈夫だと思った。
- 傍聴した裁判は予定どおりに進行していたが、評議がどの程度予測可能なものか、分からないので、状況に応じてある程度柔軟に対応されたらどうかなと思った。

5 殺人未遂（争いあり）ほか2件の裁判員裁判を傍聴した委員の感想

- 以前の法廷と比べると、隔世の感がある。分かりやすく、ビジュアルな方法で立証がなされるので、傍聴席で聞いていてよく分かるようになった。従来は、法廷で何をやっているのか分からなかったが、裁判員裁判では、法廷にいる人に、起きていることが全部分かるという仕組みになっている。
- 検察官も弁護人も、裁判員を説得することに意識を集中させており、非常に望ましい。裁判長の法廷の運営も目配りの効いたものになっており、被害者を含め傍聴をしている人々への対応も随分変わった。
- 特に目立つのは、検察官の手際の良さである。弁護人は、法廷弁護技術はこれでいいのかと思うところがあった。例えば、弁護人の主張について、裁判長から、公判前整理手続で出ていなかったと指摘されていた場面があった。弁護士には、研修等の必要がかなりあると感じた。
- 裁判官の役割意識の変化が強く感じられた。従来は、弁護人や検察官に主張立証の不足を指摘するシーンがあったが、もはや違う。裁判所はあくまでも審判者であ

り、当事者は、そのことをもっと意識しなければならない。

- 通訳事件の関係では、法廷通訳の人が1日中通訳しどおしで、負担が重いように思えた。判決言渡しの際にも、どの程度ずつ区切って通訳を行うかについて、工夫が必要だと思った。
- 裁判員裁判では、法曹三者の活動だけではなく、メディアの報道内容も世間の目にさらされる。報道内容が正確だったかは、裁判員にすぐ分かる。メディアも点検を受けることを真剣に考えなければいけない。

6 殺人（争いあり）ほか1件の裁判員裁判を傍聴した委員の感想

- 裁判員は本当にまじめに自分の果たすべき役割に向き合い、真剣に務めていて、感動した。
- 1件は責任能力が争点で、検察側と弁護側の間で鑑定医の判断が分かれていたが、裁判員は皆大変冷静に役目を果たしていた。遺体の傷の写真や凶器の刃物を間近に見るときは顔をしかめており、痛々しく感じた。
- 入口にたくさんの報道陣が待ち構えている場合、裁判員が裁く負担に加えて、注目を集めるという重荷にも耐えるということは大変だと思った。法曹にとって日常的事が、裁判員にとっては特別で、初めての体験であることは、制度開始から何年たっても忘れてはならないと思う。
- 法曹三者が分かりやすい裁判を目指して努力していることが、よく伝わってきた。画面やボードを使って、ポイントを分かりやすく説明しており、私にも理解できた。全国で相当な数の模擬裁判を繰り返して準備を進めてきた成果であろう。
- 模擬裁判に参加したことがあり、当時、「呼出状」という言い方は好ましくない、選任手続で不選任となった理由を知る権利もあるのではないかと、守秘義務の範囲を具体的に示してほしいといった意見を有志の間で取りまとめた。これらの点も、今後個人的に考えていきたい。
- 市民が、なぜ事件が起きたのか、刑罰、更生とはどういうことかなど、関心を持って考えるようになり、犯罪の抑止等の観点からも期待できる制度である。
- 誰でも広く参加できる制度とするため、障害のある方が参加する場合の対応について、準備が必要ではないか。また、保育サービスとかカウンセリングの態勢などは、市民がより積極的に参加できるよう、更なる整備が必要かと思う。

7 殺人（自白）の裁判員裁判を傍聴した委員の感想

- 要点に絞って立証を行うことが徹底されておらず、現時点でも、非常に詳細な内容を公判廷で明らかにする従来のやり方を引き継いでいるところがあるのではないかと。
- 傍聴した事案は、介護疲れに端を発した殺人事件で、被告人は犯行を認めていたが、執行猶予を付けるべきかが問題になっていた。介護に伴う問題は身近な事柄であって、一般の国民が判断するにふさわしい事案だと思った。結果は厳しい判決だったが、事件の中身や被告人のを見て判断されたのだろうと思った。
- 法廷でのプレゼンテーションが大きく変わっており、隔世の感がある。これが裁判員裁判以外の裁判にどのような影響を与えていくのか、関心がある。なお、短い間

隔で小休止を入れて、裁判員もリフレッシュして臨めるよう配慮されていた。弁護人の活動も見事で、良い印象を持った。

- 傍聴した事件の検察官立証は全て書証で行われていたが、朗読に1時間半以上かかっており、裁判員が集中力を維持するのはつらいと思う。一人ないし二人の証人尋問を実施するなどしてメリ張りを付ける工夫もあってよいように感じた。

(資料5)

裁判員裁判の運用状況等に関する報告及びヒアリングについて

1 土屋美明委員報告「裁判員裁判に関わる報道の現状について」(第6回会合)

土屋美明委員(当時一般社団法人共同通信社論説委員)より、委員個人の立場から見た、報道機関の裁判員裁判に関する取組や課題等について、説明がなされた。

(説明の概要)

- 現在まで、報道によって、裁判員制度との関係でトラブルは起きていない。裁判員に予断を抱かせることなく、公正な裁判及び報道の自由の両立を目指すメディアの指針や報道各社の自主ルールが有効に機能していると認識している。
- 裁判員法の立案過程等では、偏見を招く報道など裁判の公正を妨げる行為や裁判員等に対する接触等について懸念が示された。メディア側は、新聞協会等業界として公正な裁判と報道の自由の調和を図るための指針のほか、報道・放送・出版各社のガイドラインを策定し、被疑者を犯人と決め付ける内容とならないようにするなど、留意して事件報道等を行っている。
- 最近、制度施行当時のような大規模な報道が少なくなっているのは、裁判員裁判が特殊な裁判ではなく、普通の刑事裁判として社会に受け入れられてきているからではないか。
- 裁判員裁判の判決宣告直後に行われる裁判員経験者の記者会見については、制度施行から平成23年4月までの間におよそ1600件行われた。最近、開催件数が少なくなってきているので、その実施方法には工夫の余地があると思う。また、守秘義務の規定を見直すことができればと思う。

2 室城信之委員報告「裁判員に分かりやすい立証等に向けた警察の取組について」(第6回会合)

室城信之委員(当時警察庁刑事局刑事企画課長)より、裁判員に分かりやすい立証等に向けた警察の取組について、説明がなされた。

(説明の概要)

- 裁判員に分かりやすい立証等の観点から、警察の捜査にも一定の工夫等が求められる。警察の捜査活動の結果が評価の対象となる場でもあると認識している。警察庁では、平成18年4月、各都道府県警に対し、客観的証拠の収集の徹底、捜査書類の簡潔明瞭化の徹底等の指示を内容とする「裁判員制度の実施に向けた捜査運営上の留意事項について」という通達を発出した。
- 裁判員裁判では、綿密かつ網羅的な捜査を実施しつつ、簡潔明瞭な捜査書類を作成することが必要である。そこで、検察において証拠を厳選して取調べを請求されることを念頭に、実況見分調書等に説明を付記するなど、体裁に配慮すると

ともに、抄本作成の便宜も考慮している。また、供述調書については、重複、冗長な記載を避け、犯行の動機、経緯、犯行状況等のテーマ別に録取し、供述者の生の言葉を基本にして、日常的な表現を用いるなどしている。

- 都道府県警察では、このような通達に基づき、写真や図面を多用したり、写真撮影の方法に工夫をするなどの取組を行っているほか、凶器が特殊なものである場合にその破壊力等を視覚的に明らかにしたり、包丁が被害者の体に刺さった角度等を立体的に明らかにするために三次元CGを作成するなどした例がある。
- 警察では、部外の方に鑑定を囑託する場合と部内で鑑定を行う場合とがあるが、分かりやすい鑑定書が作成されるよう配慮している。また、部内で鑑定を実施した者の証人尋問が実施される場合には、最初に鑑定方法の説明を行うなどして、裁判員が証人尋問の結果を理解できるよう配慮している。
- 警察としては、緻密な捜査を通じて事件の真相解明を図りつつ、裁判員制度の趣旨を踏まえた分かりやすい立証に向け、都道府県警察に対する指導を徹底していきたい。

3 鑑定専門医のヒアリング（第7回会合）

- (1) 法医鑑定専門医である野上誠氏（帝京大学医学部教授）において、傷害致死の事案について司法解剖を行い、裁判員裁判において証人として出廷された御経験について、御説明をいただいた。

（御説明の概要）

- 公判で、解剖所見について、傷の図や写真をパワーポイントで映し出すなどして説明した。写真には、ショックを受ける部分があったため、時間をかけて、図と写真を織り交ぜた資料を作成した。死因を分かりやすく説明するため、普通の人が疑問を持つであろう事項についても説明を行う準備をした。
- 裁判所の要請により、公判の数週間前、裁判所において裁判長、検察官及び弁護人が集まって、尋問事項の打合せを行った。弁護人からは、反対尋問で尋ねる事柄に即して質問を受けた。質問をする側にとっては、どの質問に意味があるのかを確認する意味で、このような事前カンファレンスは役立ったのかもしれない。
- いわゆる一問一答方式（尋問者と証人とが一問一答を繰り返す方式）で証人尋問が行われたが、分かりやすさの点で、プレゼンテーション方式と余り違いはなかったように思う。解剖医は、授業等でプレゼンテーション方式に慣れている場合が多いが、聞き手が途中で分からなくなっても話が進んでしまうという面があるようにも思う。
- 従来の司法解剖の鑑定書は、詳細なデータや説明等を含む検査所見と結論からなるスタイルであった。現在、圧縮して鑑定書をおおむね1ページにまとめるスタイルをとる大学と、従来どおりのスタイルの鑑定書を作成している大学とがあるようである。
- 裁判員裁判では、迅速に鑑定書を提出することが求められる。他方、中毒検査による診断など、鑑別診断には時間等を要することがある。解剖の実施件数は増えており、分かりやすい鑑定書の作成、証人出廷の準備など、解剖医の負担が増大している。

(2) 精神鑑定専門医である黒田治氏（東京都立松沢病院医師）において，裁判員裁判（強盗致傷1件及び殺人1件）のために精神鑑定を行い，証人として出廷された御経験について，御説明をいただいた。

（御説明の概要）

- 従来，精神鑑定書は膨大な量であったが，裁判員裁判では，分量を絞って簡略化する必要がある，担当した強盗致傷の事案では，鑑定主文のみを取り出す形で作成した。他の資料から判明する情報，診断の根拠や基準は，記載しないこととした。
- 同事案の公判では，パワーポイントを用いてプレゼンテーション方式による証人尋問が行われ，証人による説明の後に検察官及び弁護人の尋問を受けた。法廷で示すスライドを作成した際には，情報量を絞り込むとともに，視覚的な情報を多用すること，根拠と意見との間の対応関係を分かりやすく示すことに心掛けた。
- 担当した殺人の事案では，鑑定書にルビを付したり，専門用語の解説をつけるなどの工夫をした。公判では，プレゼンテーション方式によって鑑定内容の説明を行った。この方式では，最初に鑑定医から説明ができるので，意図が伝わりやすい面があるかもしれない一方，プレゼンテーションの技能が高い人が鑑定医としても技能が高いという誤った印象を持たれる可能性もあるかもしれない。
- 証人尋問に先立ち，法曹三者とカンファレンスを行うことが通例となっているが，その実施は必須であると思う。多くの場合，鑑定実施前に鑑定実施の必要性についての説明を行うカンファレンスも行われるが，当事者と直接面談することにより，それぞれの主張の内容が理解でき，非常に役立っていると思う。
- 公判審理の前に行う鑑定では，裁判所での証拠調べを経ていない情報にどの程度依拠して鑑定を行ってよいかという難しい問題がある。
- 裁判員裁判の鑑定については，2か月ないし3か月以内に行うようにしている。以前と異なり，期限の延長を申し出ることは難しいように感じている。

4 法廷通訳人のヒアリング（第7回会合）

裁判員裁判での法廷通訳の経験を有する法廷通訳人朱韻菲氏（北京語），同小林真美氏（韓国語）及び同池山拓治氏（ペルシャ語）から，裁判員裁判における法廷通訳の実情等について，御説明をいただいた。

（御説明の概要・朱氏）

- 専門用語が少なくなり，検察官や弁護人が話すスピードが遅くなったので，通訳を行いやすくなった。他方，以前は，事前に書面の提供を受け，それを通訳する準備ができたが，裁判員裁判では，主尋問と反対尋問との時間が近接しており，その場で通訳をするため，個人としての努力が要求されている。

（御説明の概要・小林氏）

- 法廷通訳は忠実に通訳を行うことに尽きる。裁判員裁判では，以前とは異なり，口頭での説明や図等を用いた説明が増えたが，忠実な通訳を心掛けている。証人尋問の増加の分，法廷通訳の負担が増えた。

- 裁判員制度はとてもいい制度であると思う。裁判員裁判では、裁判官、検察官及び弁護人が分かりやすい迅速な裁判に向けて本当に努力していると感じられる。

(御説明の概要・池山氏)

- 裁判員裁判では、調書の全文朗読等によって、法廷通訳の負担が増した。通訳を行うべき資料等については、公判直前ではなく、早く提供してもらえると助かる。
- 法廷通訳人を複数選任する利点は特にはないと思う。誤訳は能力の問題であるところ、複数選任によってその問題が解消されるものではない。複数選任をしても、休憩の間審理を傍聴して内容を把握しておく必要があるので、疲労は軽減されない。

5 犯罪被害者関係団体のヒアリング (第8回会合)

全国交通事故遺族の会 (当時)、全国犯罪被害者の会 (あすの会)、性暴力禁止法をつくろうネットワーク及び少年犯罪被害当事者の会から、裁判員制度や刑事法全般について幅広く御意見等を伺った。

(1) 全国交通事故遺族の会副会長戸川孝仁氏及び同理事片瀬邦博氏による御意見

(御意見の概要・戸川氏)

- 交通事故に関しては、少し厳罰化がもたらされて、裁判員制度を作った効果があったのではないかと。国民に「してはならない悪いこととは何か」を知らしめ、法令遵守の精神を刷り込む宣伝効果もあったと考える。
- 交通事故の加害者は、危険を承知で法律を破り事故を起こすことから、故意犯に非常に近い。交通犯罪は刑事事件の中で大きな比率を占めているが、起訴される割合は低く、起訴されても罰金か執行猶予付き判決が多いなど、軽く扱われている。交通事故が減少傾向にある要因は様々であるが、司法が果たした役割は小さい。交通事故撲滅のために、司法も積極的に関わってほしい。
- 裁判員裁判の対象となる交通犯罪は、危険運転致死のみであるが、その適用は信じられないほど少なく、十分機能していない。立証の難しさから適用が逡巡されているのではないかと。同罪の適用から逃れようとするひき逃げが生み出された。緊急の是正が必要である。
- 危険運転致死傷罪の適用範囲を広げること、自動車運転過失致死傷罪、道交法違反についても、死亡ひき逃げ事件のような違法性が高いもの、交通弱者が犠牲となり、被害が甚大なものについては、国民に何が悪いことかを知らしめる意味で、裁判員裁判の対象としてほしい。
- 裁判員制度に関わった被害者遺族の意見を紹介したい。
 - ・ 裁判員制度は、危険運転致死傷罪適用の間口を広げる効果を生むなど、飲酒運転撲滅に非常に効果的である。
 - ・ 遺族が裁判に参加する際、子どもの預け先で苦労した。裁判所内での託児施設設置、民間ないし地元の補助が望まれる。また、裁判所には、被害者遺族が幼い子どもにミルクを与える場所等がない。
 - ・ 刑事裁判を実施する場所を、被害者遺族の意向に沿ったところとすべきではないか。裁判所に行くまでの時間と旅費の負担が大きい。

- ・ 被害者等が裁判所の庁舎で加害者とバッティングしないよう配慮していただきたい。また、被害者や遺族用の控室等が必要ではないか。

(御意見の概要・片瀬氏)

- 被害者にも人権がある。加害者は更生を含めて人権が尊重されるのに対し、被害者は、亡くなると仕方がないという風潮があり、一切人権に配慮されない。
- 1人の命でも貴重な命であって、死亡被害者の人数によって捜査や処罰に関する判断が異なるのは不合理である。

(2) 全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事代行松村恒夫氏（当時）、副代表幹事高橋正人氏（弁護士）及び同会会員小沢樹里氏による御意見

(御意見の概要・高橋氏)

- 被害者にとって裁判員制度は非常に良い効果を生んでいる。被害者の生の声が裁判員に共感と呼び、判決の結果や理由に明確に現れるようになった。私が被害者参加委託弁護士を担当した裁判員裁判では、娘が殺害された父親の意見陳述に裁判員が皆大きくなずいたり、母親の被告人に対する質問では、涙を流す女性の裁判員がいた。私の意見も、裁判員は身を乗り出すようにして真剣に聞いていた。
- 被害者の生の声が裁判員に伝わり、一般市民の感覚で判決の主文や理由に反映するようになって、司法への被害者の信頼が間違いなく強まってきている。
- 他方、複数の裁判員が被害者遺族に対し、次々と無関係な心ない質問をしたことによって、被害者遺族は二次被害を受けた。裁判長には制止してほしかった。素人である裁判員が興味本位の質問をして、二次被害を与える可能性がある。裁判長は、開廷前に被害者参加制度の趣旨を説明し、被害者を傷つけないように裁判員を指導してほしい。
- 裁判員の負担に配慮して過度に証拠を厳選する結果、充実した審理、真相の解明がおろそかになり、様々な利害関係人に不満が残ることがある。多くの証拠を出した上で、裁判員の負担は、一層証拠を分かりやすく説明する努力をすることで解消すべきである。
- 性犯罪では、裁判員裁判の被害者選択制を選択肢として検討してほしい。性犯罪被害者には、自分の居住地から選ばれる裁判員に知られたくないと思う人もいる。他方、一般の市民に苦しみを理解してほしいという人もいる。いろいろな性犯罪被害者にお会いしたが、意見をまとめるのは難しい。不公平にならないよう、選択制を検討してほしい。

(御意見の概要・小沢樹里氏)

- 交通犯罪で両親を亡くし、義理の兄弟も重症を負って大きな後遺症に苦しんでいる。加害者は、泥酔状態で高速度で車を運転し、反対車線を走っていた両親の自動車に衝突したもので、平成20年に裁判官のみによる裁判が行われ、危険運転致死傷の罪により懲役16年の刑が確定した。また、同乗者2名については、裁判員裁判が行われ、危険運転致死傷幫助の罪で懲役2年の実刑が言い渡された。
- 裁判員裁判では、裁判が大変分かりやすくなっており、私たちも十分理解できた。裁判員も、私たちと同じ感覚で普通の疑問を被告人に質問していた。また、

裁判員の強い要望で、公判前整理手続で検察が取調べをあきらめた証拠も採用されたことがあり、市民感覚の意義を感じた。他方、無罪を主張する被告人が情状につき黙秘権を行使したため、質問の機会が与えられなかった。

- 裁判員の負担を考慮し、公判前整理手続で証拠を絞り過ぎた結果、公判で改めて採用しなければ裁判員の判断に支障が出るというのは問題であり、強い不満が残る。
- 被害者は、公判前整理手続に立ち会えない。被害者参加弁護士だけでも参加できれば、被害者の意見を酌んでもらえて、証拠の絞り過ぎに歯止めがかかり、裁判員の理解が助けられる。重症を負った妹の写真を見れば事件の悲惨さを理解してもらえたと思うが、採用されなかった。裁判員への配慮から過剰に証拠が厳選されたことは疑問である。
- 裁判員には保育・介護サービス、心理カウンセリング、電話相談などのサービスがある。精神的負担があるのは被害者遺族も同じなので、裁判員同様、これらのサービスを受けられるようにしてほしい。
- 被害者は、真相を知りたいという思いから苦渋の決断をして裁判員裁判に臨んでいる。裁判員制度が活用され、多くの人が「犯罪を起こしてはいけない」と思うようになるように運用されていくことを望んでいる。

(3) 性暴力禁止法をつくろうネットワーク・周藤由美子氏及び望月晶子氏（弁護士）による御意見

（御意見の概要・周藤氏）

- 性犯罪の被害者には、裁判員に性犯罪の打撃を分かってもらい、結果重罰化となったので非常に良かった。他方、プライバシー保護に不安を感じている。
- 候補者に被害経験の有無を尋ねることがあると聞くが、性犯罪被害者が候補者である場合、非常に負担ではないかという意見や、裁判員の男女比はどのようになっているのかという声がある。
- 特に悪質な性犯罪では重罰化がなされているが、性犯罪やその被害の実情に関する誤った考え方がもとで、被害者側に問題があると言われたり、無罪が言い渡されるのは疑問である。
- 裁判に参加できない膨大な数の被害者の意見を想像しながら、検討を進めてほしい。

（御意見の概要・望月氏）

- 性犯罪を裁判員裁判の対象とするかについては、選択制とすべきとの意見、対象から外すべきとの意見の2つがほとんどである。裁判で自分の声を届けられて良かったという被害者もいる一方で、絶対に嫌という被害者もいる。選択制の意見が比較的多いかもしれないが、周囲の弁護士の間では、私を含め、対象から外すべきという声が多いように思う。
- 被害者は、裁判員裁判が行われて被害者が参加すれば刑が重くなる可能性が高いと説明されると、裁判に参加すべきというプレッシャーが掛かり、一方で、プライバシーの問題などのデメリットを中心に説明されると選択が変わる。また、裁判員裁判を選択しない被害者は弱いと思われるなど、被害者が苦しむこととなるので、選択する責任を被害者に負わせるのはどうかと思う。

- 公判前整理手続に被害者参加弁護士も参加できるようにしてほしい。被害者は、検察官を通じて情報を得ることができるが、検察官の対応次第であり、被害者が満足できる関与ができていない。また、審理計画を立てる際は、被害者の予定を聴くべきである。
- 選任手続でプライバシーが漏れるのではないかと。現在の配慮で本当に十分なのかと思う。検察官から事前に示される候補者の名簿を見ても、知り合いを特定するのは難しい。将来知り合いになる人は、どうしても排除できない。
- 裁判員の男女比を等しくすべきであるとか、幅広い年齢層、職業の人が裁判員に入ってほしいという意見もある。また、候補者に被害者特定事項が漏れたことは聞いたことがないが、漏れた場合に止めるすべがないので、候補者に守秘義務を設けるべきとの意見もある。
- 被害者は、勇気を振り絞って被害者参加をしたり、証人として出廷をするので、被害者の顔、氏名、住所が裁判員に分からないようにしてほしい。証言時に声を変えるマイクを導入できないかとの意見がある。証拠の読上げ、モニター映出など、証拠調べは、打合せの上被害者の意向に沿って行ってほしいとの意見もある。
- そのほか、裁判員と法廷外で会わないように、専用の待合室を作ってほしい、二次被害が怖いので、一般人である裁判員から質問を受けたくない、裁判員には交通費の支給や無料カウンセリングの提供がなされるのだから、被害者にも交通費、カウンセリング費を出してほしい、被害者のための弁護士を含めて傍聴席を確保してほしいといった声がある。
- 性犯罪を対象とし続けるのか除外するのか、選択制とするのかについては、声を上げられない被害者の声も含め、被害者の意見を聴いて検討していただきたい。

(4) 少年犯罪被害当事者の会代表武るり子氏及び大久保巖・ユカ夫妻による御意見

(御意見の概要・武氏)

- 裁判員裁判では、裁判官による裁判のような流れ作業ではなく、本質に触れるように扱ってもらえ、心のこもった判決がなされるという期待がある。多くの裁判員が事件に触れ、被害者の現状、更生施設の不十分さ、再犯の実情等について関心を持ち、仕組みが改善されるきっかけになればいい。
- 公判前整理手続に被害者は入ることができない。審理は短い日数で終わり、公判で初めて知った事実等を遺族が理解するには時間がかかるが、連続開廷なので、取り残された気持ちになり、後で後悔する。被害者側にも被害者支援の弁護士が付き、裁判手続を丁寧に説明することが必要である。
- 裁判員裁判では、裁判員の負担の軽減が一番重きが置かれているが、事件の本質を明らかにする時間等が制限されるのであれば、本末転倒である。
- 費用面から裁判員制度が本当に必要といえるかは疑問である。過剰に立派な設備など、無駄が多い。予算を充てるべきなのは、被害者支援等の費用、民事裁判の費用、支払われない損害賠償金、更生施設の充実などではないか。
- 少年逆送事件の場合、少年被告人は幼く、かわいそうに見える。弁護人が被告人の未熟さ、将来の可能性を訴えた場合、裁判員が事実認定を重く考えてくれるか、心配になる。死亡被害者は生の姿を見せられないので、不平等である。事実認定に重きを置くべきことを裁判員にもしっかり分かっていたいただきたい。

- 少年は萎縮するというより、とても保護されている。被害者は、加害者の育ち方が犯罪の原因、命が奪われた原因である以上、それを知りたいと思い、被害者のプライバシーが明らかにされても、大事な命の裁判だから我慢している。加害者の方が萎縮するとか、プライバシーが守られないなどという点のみを強調するのはおかしい。
- 裁判員制度に賛成でも反対でもない。最も重要なのは、大切な命を奪われた事実がどう扱われるかという点である。しっかり捜査をし、対審構造で事実認定をし、少年にも罪に見合った罰を与えてほしい。

(御意見の概要・大久保巖氏)

- 私と妻は、少年被告人に次男を殺害され、その事件の裁判員裁判で被害者参加をし、被告人に対する質問、意見陳述をした。
- 少年審判では、傍聴及び意見陳述をした。傍聴前に金属探知機で検査された。部屋の中では、犯人の顔を見ることができず、その場にいただけだった。犯人と両親の話が聴くことができたこと、裁判官に対し、意見陳述をすることができたことはよかった。
- 司法では、被害者遺族の人権は余り重点が置かれておらず、被告人のために裁判が行われていると聞いて、感覚の違いに驚いた。殺人事件であるにもかかわらず、裁判所からは、意見陳述の時間を5分にしよう言われた。検察官を通じて要望を伝え、ようやく25分程度確保してもらった。検察官も無難な方法しか行わないことに驚いた。被害者参加は文字どおり参加であって、被害者の意見は聴いてもらえない。
- 裁判員裁判は、大変意味のあるものだった。裁判官とは対照的に、裁判員は明らかに表情が変わったり、涙を流す人がいるなど、遺族の気持ちが伝わり、それが判決にも反映されたと思う。
- 裁判員裁判では、少年の被告人が萎縮してしまったり、家庭環境等の審理が十分行われないのではないかという指摘があるが、少年には弁護人による十分なサポートがあり、萎縮している様子は一切なかった。
- 少年法の絡みがあり、判決には納得できていないが、少年法の不定期刑に関する不備及び改正の必要性について裁判官が異例の説明をした。これは、裁判員が親身になってくれた結果だと感じた。
- 少年法の改正をお願いしたい。犯罪が低年齢化し、残虐性を増しているので、重犯罪者には厳罰化するなど、年齢ではなく、犯罪の内容によって取扱いを変えらるべきである。
- 司法では、被害者の人権をもっと重く考えるべきである。加害者は過剰に守られている。被害者には同等以上の権利があるはずなのに、現実が違う。

論点整理のための検討について

1 「審理・公判前整理手続等」について

(1) 審理日程について

裁判員の負担等の観点から、裁判員裁判の公判審理が連日的開廷により行われることに伴う課題はないかとの質問がなされたのに対し、公判審理が数日のうちに終わる裁判員裁判では、連日開廷されることが多いものの、法律上連日開廷する必要はないことから、やや日数を要する場合は、意識的に休みの日を入れたり、週末をまたいで公判審理を行うなどの配慮をするなど、開廷が文字どおり連日とならないよう、運用上配慮されていることなどが説明された。

(2) 被害者等の心情等への配慮のための運用上の措置について

裁判員裁判対象事件の被害者等に対して、裁判手続についての情報のみならず、被害によって精神的な衝撃を受けて正常な判断が困難な心理的状况にあることを踏まえて情報提供を行う制度の在り方、被害者等のために弁護士を公費で選任する制度の在り方、証人保護を徹底するために、証言時に音声を変えるマイクの導入や証人の容貌が明らかにならないようにする措置の在り方について検討してほしいとの意見が述べられた。

また、被害者等が安心して裁判員裁判の法廷傍聴に臨むことができる環境を整えてほしい、マスメディアからの二次的被害を防止するための方策を検討してほしいとの意見も示された。

この点、刑事裁判における被害者保護のための措置等について、証人のための付添人制度、遮へい制度及びビデオリンク方式による証人尋問制度等を用いて、できる限り証人の保護を図っているという運用の実情が説明された。また、裁判所では、被害者等のために、優先的な傍聴席の確保や一般傍聴者とは別の動線や控え室を確保するなどの配慮を行っていることについても、説明がなされた。

(3) 主張及び証拠の整理の在り方について

公判前整理手続において、証拠の取調べ請求の量が増えているのではないかと、なお争点が十分明確になっていない事案があるのではないかと指摘があった一方で、裁判員経験者の感想によれば、証拠が足りないと感じたという声も見られ、かえって証拠を絞り過ぎているのではないかという、両面の

見方があり得る旨の指摘もなされた。

さらに、公判審理では、公判中心の審理を徹底するために、証人尋問を重視すべきではないかといった指摘や、公判審理に長期間を要する事案が見られるようになってきているが、この点は、運用上の工夫によって回避する必要があるといった指摘もなされた。

(4) 公判審理での主張立証の在り方について

ア 検察の取組として、検察においては、「裁判員裁判における検察の基本方針」にのっとり、分かりやすく、迅速かつ的確な主張立証を行うよう努めていることなどについて説明がなされた。証拠の量が増えているのではないかとの意見については、大規模な否認事件や事実関係が複雑な事件が扱われるようになって、証拠の量が増えざるを得ないというのが現状であるとの指摘が、また、証人尋問の方が分かりやすい立証ができるのではないかとの意見については、性犯罪の事件を中心に、被害者等の証人出廷に伴う負担との調和を常に考え、苦勞しながら公判活動を行っているという運用の実情について、紹介がなされた。併せて、証人の特性いかんによっては、簡潔な供述調書を取り調べた方が、証人尋問よりも分かりやすい場合があるという指摘もなされた。

イ 裁判所では、裁判員経験者の意見によれば、書証の内容は頭に残りにくく、証人尋問の方が印象に残ることから、証拠調べの方法として分かりやすいことが明らかとなっており、性犯罪の被害者等証人出廷によって二次被害を受けるおそれがある場合を除き、重要な事件関係者について証人尋問を積極的に行うべきであると考えており、そのような問題提起をしているとの現状の説明がなされた。

ウ 弁護人においては、重要な関係者の供述調書等について、安易に同意意見を述べ過ぎている面もあるのではないかとの意見も示された。

(5) 証拠開示の在り方について

公判前整理手続の長期化傾向の要因には、証拠開示手続の遅れがあると考えられるところ、弁護人の開示請求に係る証拠について、検察官がいったん不存在の回答をしたにもかかわらず、事後その存在が判明することがあり、そのような事態を防止するために、検察官手持ち証拠の一覧表を弁護人に開示し、かつ、弁護人がその一覧表に基づいて開示を求めた場合、検察官は、原則そのすべてを開示することとするなど、証拠開示の拡充のための法改正をすべきとの意見が示された。

他方、これに対しては、公判前整理手続における証拠開示制度は、裁判員

制度に限られず、刑事司法手続全体に関わる問題であって、裁判官のみによる裁判を含めた刑事訴訟全体の実情を踏まえつつ、それに対する影響等をも考慮に入れて検討を行うべき事情であることから、当検討会において議論を行うのは適切でないとの指摘がなされた。

(6) 刑事裁判の原則の説明について

裁判員が刑事裁判のルールを理解しているのかが明らかでないことがあることから、裁判長が公判廷において冒頭手続後及び被告人の最終陳述後に刑事裁判の原則を説明することを義務付ける法改正をすべきであるとの意見が示された。

(7) 手続二分論について

公訴事実等に争いのある事件の裁判員裁判で、特に被害者参加が行われる場合に、被害者の質問及び意見陳述等が事実認定の判断に影響を及ぼす懸念が否定できないことから、罪体についての審理と量刑についての審理を区別して行う（罪体の審理の結果評議の上中間判決を言い渡す）こととする法改正をすべきである（手続二分論）との意見が示された。

これに対しても、前記証拠開示に関する問題と同様に、刑事司法手続全体に関わる問題であって、当検討会において議論を行うのは適切でないとの指摘がなされた。

(8) 少年の被告人の裁判員裁判について

少年の被告人の裁判員裁判においては、弁護人の請求により公開を停止したり、被告人の一時退廷を認めることとする規定を刑事訴訟法及び裁判員法に設け、また、科学主義の理念を刑事訴訟法及び裁判員法に明記すべきであるとの意見が示された。

これについては、裁判所では、少年法等が規定するとおり科学主義にのっとり審理を運営する必要があると認識しており、そのような見地から、公判において、少年鑑別所の鑑別結果等をどのように取り調べるのが分かりやすく適切かという視点を踏まえながら、個々の事案での証拠の取調べ方法を検討しているという実情の紹介がなされた。

2 「評議等」について

(1) 評議の運営について

裁判官は、評議で裁判員に意見を述べてもらうよう意を尽くしていると思われ、裁判員経験者からも不満は出ておらず、現段階において誘導の懸念はないものの、今後も評議の運営には気を遣ってほしいとの意見が述べら

れた。

また、裁判員経験者のアンケート結果によれば、評議での議論について、不十分だったとの回答の割合が約7パーセントであったことにつき、改善の余地があるのではないかとの指摘もなされた。この点につき、裁判官は、裁判員が、積極的に発言をする方か否かを含め、どのようなタイプの方かについて目配りをし、意見が言いにくそうな裁判員にも意見を述べてもらえるよう努めながら、評議を運営していることなどが紹介された。

(2) 評決要件について

被告人に不利な判断をするに当たっては、裁判官及び裁判員の各過半数を評決要件として要求し、死刑の言渡しについては、誤判防止の観点から、評決要件を全員一致とするよう法改正をすべきであるとの意見が示された。

これに対し、評決要件については、刑事司法における最も根源的な制度の一つであり、刑事裁判の基本的な在り方を変更するかどうかという問題であって、刑事司法制度全体に関わる問題であることから、当検討会において議論の対象とすべきではないとの意見も述べられた。

3 「裁判員等選任手続」について

(1) 呼出しを行う候補者の人数について

呼出しを行う候補者の人数の現状について、選定に係る候補者の人数は、職務従事予定期間が4日前後の裁判員裁判を前提とすると、制度施行直後の時期には70名ないし80名であったが、現在は60名ないし65名と減少していること、選任手続に出席すべき候補者の人数は、選任手続当日の辞退申出や当事者による不選任請求権の行使の可能性も踏まえ、おおむね20人台半ば程度になることを目標としながら選定を行っていることなど、運用状況の説明がなされた。

(2) 候補者に対する質問の実施方法について

弁護士の間では、当事者が候補者について不選任請求を行うための情報が少ないことから、質問方式の在り方について検討すべきではないか、また、当事者が候補者に対して直接質問をすることができない点を改善できないかといった声もあったが、具体的な不都合は生じていないため、そのような問題提起は必要ないという意見が多いように思われることなどが紹介された。

これに対し、理由なし不選任請求制度は、当事者において、裁判長による質問等を通じ、特定の候補者が不公平な裁判をするおそれがあると感じたと

しても、具体的な根拠に基づいてこれを明らかにすることには困難を伴うことも多いことに鑑みて設けられたものであるところ、このような制度の趣旨に照らすと、理由なし不選任請求権を行使するために候補者の情報が提供されるべきという考え方には限度があるのではないかとの指摘がなされた。

(3) 選任手続における被害者等の心情等への配慮のための運用について

選任手続における被害者等のプライバシー保護のための措置について、裁判所では、性犯罪の事案を中心に、候補者に対して事案の概要を説明する際、被害者の特定につながる事項（氏名や、犯行場所が被害者の自宅である場合等における犯行場所等）については伝えず、必要に応じ、選任手続に先立って、当事者に対し、候補者の氏名のほか、被害者の住所等と同じ区に住所を有する候補者がどなたかという情報を提供するといった配慮を行っていることなど、運用状況の紹介がなされた。

(4) 裁判員の構成について

性犯罪の裁判員裁判における裁判員の構成に関連して、弁護人が女性の候補者を排除する傾向にあると懸念する声があるとの指摘があった。この点、性犯罪の裁判員裁判における裁判員の性別上の構成は、男性が約57パーセント、女性が約40パーセントであり、裁判員裁判全体で男性の裁判員が約55パーセント、女性の裁判員が約43パーセントであることに照らすと、比率に大きな変化はない旨の説明がなされた。

併せて、性別によって性犯罪の被告人に厳しいかどうかといった特定の傾向はなく、裁判員は、裁判長から刑事裁判のルールについて説明を受け、評議を重ねる過程で、特定の考え方にとらわれないよう意識的に取り組んでいるので、構成が結論に影響を与えることはないのではないかという見方が示された。

さらに、アメリカの陪審に関する議論でも、むしろ女性の方が性犯罪の被害者に厳しいのではないかといった指摘があることや、犯罪被害者関係団体のヒアリングでも、裁判員の構成いかにによって弊害が起きているとまでの認識はないとのことであったので、裁判員の構成を問題視すべきかは慎重に考える必要があるとの見方も示された。

(5) 甚大な災害発生等の非常事態時における対応について

ア 東日本大震災の発生等を受けて、一定の市町村に住居を有する候補者に対しては、呼出状の送達が見送られており、そのような措置は妥当なものと思うが、公平さに疑義を呈する声の一部にあったり、明確な法律上の根拠はないようにも思われることから、非常事態を想定した検討を行う必要

があるのではないかなどの意見が述べられた。

この点について、東日本大震災の発生後裁判所がとっている措置は、個々の裁判体の判断として臨機応変かつ適切に行われたものであって、不公平というのは常識にかなわないとの意見や、一部の弁護士会で法的根拠がないことを指摘する声もあったが、周囲の弁護士の議論では、やむを得ない措置として問題視されていないことなどが説明された。

イ そのほか、候補者予定者名簿の調製等に関して期限が定められているところ、甚大な自然災害が生じた場合、期限を遵守することが不可能になるおそれもあるので、厳格な期限の定めを置いておくのは相当ではないのではないかと、また、非常事態により中断された裁判員裁判の公判審理が再開される場合、公判手続の更新をすることとなるが、証人尋問等のDVDを再生するだけでなく、重要な証人尋問等については要点について再度これを行うという運用がなされることが望ましいとの指摘もあった。

この点、非常事態時には、期限を遵守し得ない場合も生じ得るが、特別な立法により対応すべきものであったり、あるいは、合理的解釈による対応が可能と考えられること、非常事態により特殊な対応が必要な場面は、多様で個別性が高いため、網羅的にきめ細かく対応し得る規定を法律上整備することは困難ではないかとの意見が述べられた。

また、公判手続の更新は、証人尋問等のDVDの取調べのみによって行えば十分と考えられているものではなく、必要に応じ、証人尋問等を再度行う運用がなされるのではないかと指摘もなされた。

(6) その他選任手続の運用について

ア 裁判員経験者の意見では、午前に選任手続が行われ、午後に審理が開始されると、十分理解できないうちに手続が進んで、内容が頭に残らなかったため、心構えの上審理が開始される方がよかったとか、選任されるかどうかは選任手続期日にならないと分からないので、無用な仕事のやりくりをしないですむように、ある程度日にちが空いている方がいいといった意見があるとの指摘がなされた。

この点、裁判員経験者の声には、選任手続期日と第1回公判期日との間に間隔があった方がよいという意見もあれば、選任から職務終了までの期間を短くしてほしいという意見もあるところであり、公判審理の日数等をも考慮して試行錯誤を行っているところであるという実情の紹介がなされた。

イ 選任手続に出席したものの裁判員に選任されなかった者に対する接遇に

ついて、法廷の見学等をしてもらうなどの配慮を今後も継続してほしい、選任されなかった候補者が、裁判所を訪れた甲斐があったと感じられるような配慮を今後も行ってほしいとの指摘も見られた。

この点、裁判所では、そのような配慮の必要性を認識しており、裁判長自らが意を尽くして説明やあいさつをしたり、法廷傍聴等の案内をするなど、できる限り配慮を行っているといった実情が説明された。

4 「対象事件等」について

(1) 被告人又は弁護人の請求する否認事案について

現行の裁判員裁判対象事件に加え、公訴事実等に争いがあると認められ、かつ、被告人又は弁護人から請求があった事件について、裁判員裁判を実施することとすべきであるとの意見が示された。

この点、被告人等関係者の選択によって裁判員裁判が実施されるか否かが決まったり、否認事件に限り裁判員裁判を実施する範囲を拡大することは、裁判員制度の基本的枠組みと整合しないという意見が述べられた。また、大規模な経済事犯等で大量の書証が取り調べられるような事案が、裁判員裁判の実施に堪えるのかどうかについては、かなり慎重な検討を要するのではないかと指摘や、裁判員裁判の対象を拡大すると、質量の両面で弁護態勢が確保できるのかといった指摘も見られた。

(2) 審理が極めて長期間に及ぶ事案について

争点が極めて多数であるなど事案の内容が余りに複雑で、著しく長期間の公判審理が見込まれる事件について、裁判員が過重な負担を負うことを防ぐ観点から、例外的に、裁判官のみによる裁判を実施することができる仕組みについて検討をしておく必要があるのではないかと意見が述べられた。

(3) 性犯罪に係る事案について

性犯罪を裁判員裁判の対象から除外すべきとの声については、国民が性被害の問題に関わる機会がなくなり、偏見等の助長につながりかねないという点が、また、被害者の選択にかからしめることとすべきとの声については、選択を迫られる被害者が重い負担を負うことになる点が、それぞれ問題になるが、被害者が安心して裁判員裁判に臨むことができるための措置と併せて、検討を行うべきとの意見が示された。

(4) 薬物犯罪に係る事案

新聞各紙が行った裁判員経験者に対するアンケートで、薬物の密輸入事件は、市民感覚を取り入れるべき事件ではないのではないかと声があり、

そういう意見がある以上は、一定の検討を行ってみてもよいのではないかとの指摘があった。

(5) 薬害、公害、食品事故等に係る事案

薬害、公害、食品事故等に係る事案は、国民の日常生活に直結していることから、これを裁判員裁判の対象に加えることにつき議論をすべきではないかとの意見もあった。

(6) 死刑求刑事案

裁判員の負担等の観点から、死刑求刑事案を裁判員裁判の対象から除外することを検討すべきとの意見もあった。これに対し、裁判員が、悲惨な事件の内容や被害者等の状況に接し、死刑を言い渡すべきかを真剣に考え、社会に伝わっていくことこそが重要であるとの指摘もなされた。

5 「裁判員裁判に関わるその他の手続（上訴審）」について

(1) 裁判員裁判の控訴審の在り方

控訴審の判断の在り方については、最高裁判所が平成24年2月に「控訴審における事実誤認の審査は、第1審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきものであって、刑訴法382条の事実誤認とは、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいう」などとする一定の判断を示したので、今後それに沿って運用がなされ、裁判員制度にふさわしい仕組みが整えられていくことが望ましい、控訴審において、最高裁判決の方向性が徹底されていくのか見守っていききたいとの指摘があった。

なお、制度立案時には、控訴審は、現行法が予定しているとおりの事後審として審査を行う限り裁判員制度に適合すると考えられ、これを前提に、上訴審の在り方については改正が行われなかったものであって、現時点でも、法改正を行う必要はないとの意見も示された。

(2) 無罪判決に対する検察官の上訴について

無罪判決に対する事実誤認を理由とする控訴の在り方について、裁判員裁判か否かを問わず、議論をしてはどうかとの意見が述べられたが、裁判員裁判による無罪判決と裁判官のみの裁判によるそれとを区別する理由はないのではないかという意見も示された。

(3) 死刑判決が言い渡された場合における上訴について

死刑判決については、特に慎重を期するため、あるいは、裁判員の心理的負担の軽減の観点から、自動的に上訴の効果が生じる仕組みを検討してはど

うかとの意見があった。

6 「裁判員の義務・負担に関わる措置等」について

(1) 裁判員等の心理的負担に対する対応について

ア 裁判員等の心理的負担軽減のための措置の義務付けについて

裁判所が、裁判員等の心理的負担軽減のために、裁判員同士が互いに連絡先を交換することができることなどについて説明を行うことを義務付ける規定を、裁判員法及び裁判員規則に設けるべきであるとの意見が示された。

この点、裁判員同士が職務期間中に名刺を交換したり、連絡先を教え合うことは日常的に行われていること、職務終了後、裁判所が、裁判員経験者から、他の裁判員の連絡先を教えてほしいとの申出を受けた場合は、当該裁判員の了解のもとその連絡先を教示しているとの運用に関する説明がなされた。

加えて、判決宣告後、裁判員に感想を述べてもらう時間を意識的に設け、裁判官が不安等を解消する話をするよう努めているという取組の紹介もなされた。

イ 裁判員等の心理的負担に対する対応その他のケアについて

裁判所では、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を設け、裁判員及び裁判員経験者の必要に応じて、専門家が、電話や電子メール等による相談のほか、面接による相談に無料で応じる態勢を整えていること、裁判員が選任された段階でその説明資料を交付して説明を行い、裁判員が任務を終了した段階で再度説明を行っているという取組の紹介がなされた。

(2) 守秘義務について

ア 裁判員又は補充裁判員であった者の守秘義務違反行為に対する罰則の対象を、職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らす行為、評議の秘密のうち、「裁判官又は裁判員の意見」を当該意見を述べた者の特定に結びつく形で漏らす行為に限定するとともに、裁判員の職にあった者が任務終了の日から10年経過後に「事実の認定又は刑の量定の当否」を述べる行為については、これを罰則の対象から外すべきであるとの意見が示された。

また、裁判員経験者の声の中には、経験を話すことが負担軽減に役立つとか、重要な経験を社会で共有してほしいという意見があり、国民は、守秘義務の範囲を限定しても、べらべらと話すわけではないと考えられるの

で、原則として話してもよい旨規定した上で、特定の事項を話すことを禁止するという形の規定にするのが望ましいといった意見もあった。

イ 裁判官が守秘義務について裁判員にどのように説明しているかについて、その一例として、事件について評議室の中で話された事柄については、外部で話さないでください、公開の法廷で見聞きした事柄や裁判員を務めた感想は話して差し支えありません、という説明を行っており、裁判員経験者の声には、守秘義務の範囲については、その説明を受けてよく分かったとの意見の方が多いと紹介がなされた。同時に、裁判員経験者の感想として、範囲が今ひとつはっきりしないという意見もなお一部見られるので、説明の方法については更に工夫をする必要があると思うとの説明がなされた。

また、裁判員経験者の意見交換会では、守秘義務について、特に負担感はない、自分たちを守るために守秘義務は必要であると思うなどといった、肯定的な意見がほとんどであって、運用上の工夫を重ねる必要があるものの、法制面を改める必要はないとの指摘がなされた。

さらに、現行の守秘義務に関する規定は、制度立案時における議論を踏まえ、必要十分かつ合理的な範囲が設定されており、裁判員経験者の感想に現れているように、守秘義務の必要性は常識的な国民には理解されているところであって、守秘義務があるために自由に話せないのが負担であるという考え方は、説得力がないとの意見も述べられた。加えて、裁判員だけでなく、被害者等も裁判員裁判に参加するに当たって大変な負担を負っていることを忘れるべきではなく、守秘義務の緩和の点については、被害者等のプライバシーが侵されるおそれがあるので、守秘義務は重要な義務であると考えられるべきであるとの意見が示された。

(3) 裁判員の義務・負担に関わる問題全般について

ア 子育て中の女性が裁判員を務めたい場合に備え、引き続き、託児所のサービス等の環境整備がなされていくのが望ましいとの指摘があった。

この点、裁判所では、候補者の呼出しを行う際、養育介護を要する家族がいる候補者のために、裁判所や自治体の連絡先を記載した説明資料を呼出状に同封しており、東京地裁では、問合せに応じて、就学未就学の別を問わず、保育所の所在地、電話番号のほか、料金や保育時間（延長保育の可否）等といった情報や、申込みの方法を伝えているという取組の紹介がなされた。

イ 裁判員がインターネット上で攻撃を受ける不安がないかとの指摘もなさ

れたが、裁判員の氏名は公表されない上、東京地裁では、万が一の緊急の必要性に備えるとともに、各種相談等に応じるために、裁判員に裁判所の連絡先を記載したカードを交付しており、24時間電話連絡を受け付ける態勢が採られている（なお、裁判所には、そのような通報がなされたことはない。）旨の紹介がなされた。

(資料7)

論点整理(案)

1 対象事件の範囲等

- ◎ 対象事件に関し、以下の類型の事案をどのように取り扱うべきか。
 - ・ 性犯罪に係る事案
 - ・ 薬物犯罪に係る事案
 - ・ 被告人の請求する否認事案
 - ・ 死刑求刑事案
 - ・ 薬害、公害、食品事故等に係る事案
- ◎ 審理が極めて長期間に及ぶ事案について

2 裁判員等選任手続

- ◎ 甚大な災害発生等の非常事態時における裁判員等候補者の呼出しの在り方について

3 公判・公判前整理手続

- ◎ 迅速かつ充実した分かりやすい審理に関する運用上の問題について
 - ・ 主張及び証拠の整理等は適切に行われているか。
 - ・ 審理の長期化防止のため、運用上の工夫は適切に行われているか。
 - ・ 公判手続の更新は適切に行われているか。
- ◎ 公判・公判前整理手続に関するその他の問題点について
 - ・ 裁判員法第39条の説明方法等について
 - ・ 少年の被告人につき裁判員裁判を実施する場合の審理方法等について

4 評議、評決

- ◎ 評議の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか。
- ◎ 被告人に不利な判断をする場合、特に、死刑を言い渡す場合における評決要件について

5 被害者等に対する配慮のための措置

- ◎ 被害者等の心情等への配慮のための運用上の工夫は適切に行われているか。

- ◎ 裁判員等選任手続における被害者等のプライバシー等の保護を通じたその負担への配慮の在り方について

6 上訴

- ◎ 死刑判決が言い渡された場合における上訴について

7 裁判員等の義務・負担に関わる措置等

- ◎ 裁判員やその経験者の負担に対する措置について
 - ・ 裁判員等の心理的負担への対応その他のケアの在り方について
 - ・ 守秘義務の範囲等について，裁判員等に十分な説明がなされているか。
- ◎ 守秘義務の範囲等の在り方について

8 その他

以 上